

317.34
Z293k2



00443105

改正給与法関係法令集

第 2 集

人事院事務総局編

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

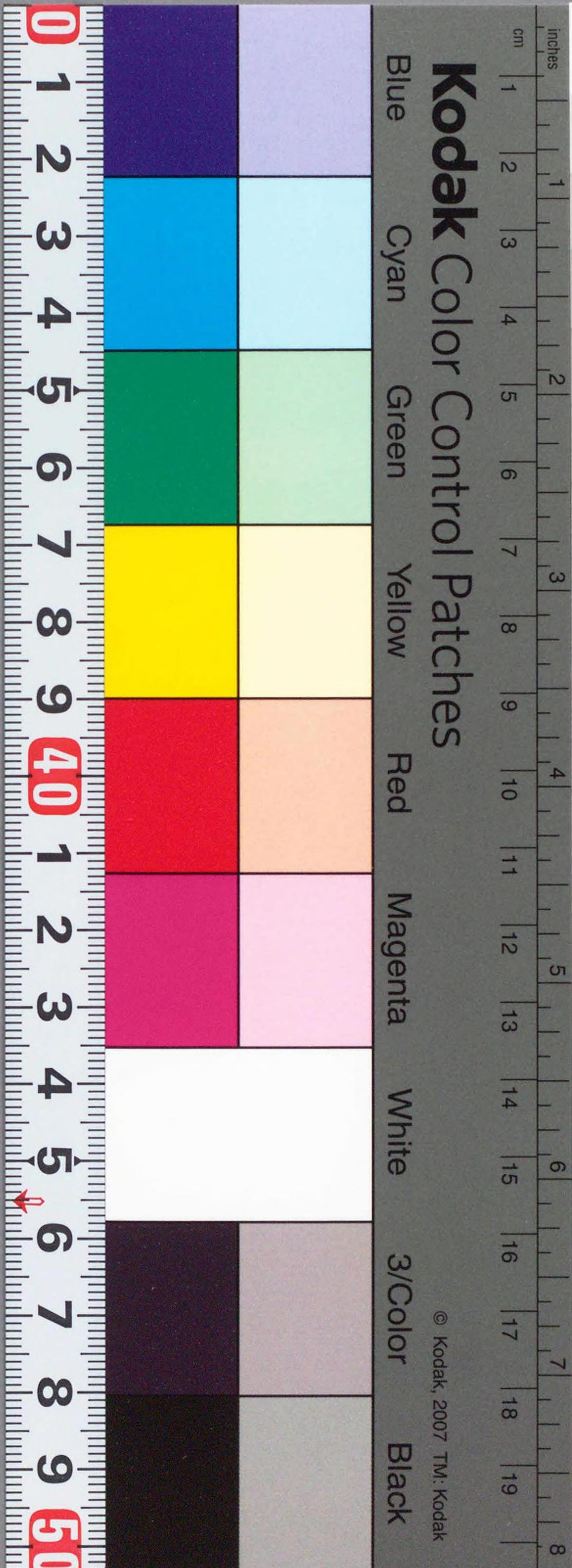


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



改正給与方法関係法令集

第2巻

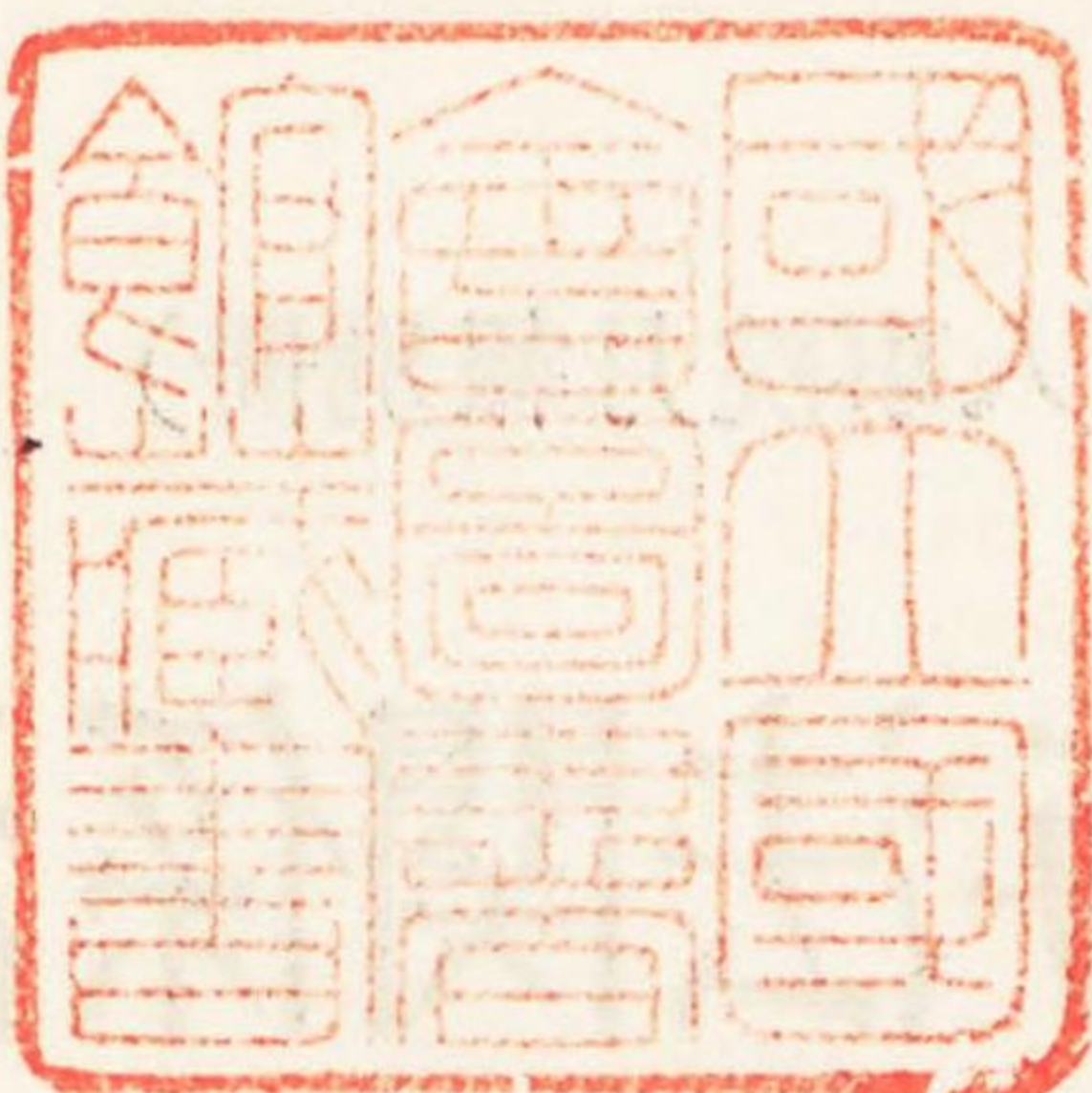
人事院事務総局

(人事院月報別冊)

改正給与法関係法令集

第 2 集

人事院事務総局編



317.34
Z293k2

命令法 第五卷

第五卷



職員事務課

443105

改正給与法関係法令集(第二集)

目次

I 政令

政府職員の特殊勤務手当に関する政令……………一

II 人事院規則

非常勤職員の給与(九一〇)……………二三

俸給の調整額(九一六)……………二三

俸給の特別調整額(九一七)……………二八

III 人事院細則

給与簿取扱細則(九一五―一)……………四

扶養手当の支給手続(九一七―一)……………五

初任給、昇格、昇給等の実施細則(九一八―一)……………五

IV 人事院指令

税務職俸給表の適用について(九一五三)……………五

公安職俸給表(一)の適用について(九一五四)……………五
公安職俸給表(二)の適用について(九一五五)……………五
教育職俸給表(一)の適用について(九一五六)……………五
研究職俸給表の適用について(九一五七)……………六
研究職俸給表の適用について(九一五八)……………六
研究職俸給表の適用について(九一五九)……………六
研究職俸給表の適用について(九一六〇)……………六
医療職俸給表(二)の適用について(九一六一)……………六
政府職員の特殊勤務手当の支給につい
て(九一七二)……………六
特殊現場作業手当の支給に関する暫定措置
について(九一七八)……………七

V 通達

一般職の職員の給与に関する法律の運用方
針(給実甲第二八号の給実甲第一三〇号に
よる一部改正)……………七
給与簿の様式の一部改正に伴う経過措置に
ついて(給実甲第二三二号)……………七
俸給切替調書の作成について(給実甲第一
……………七

三二号) 六八

給与法改正に伴う非常勤職員に対する給与の取扱について(給実甲第一三三三号) 六三

人事院規則九一七(俸給等の支給)の運用について(給実甲第六五号の給実甲第一三四号による一部改正) 六三

俸給の切替に伴う申請手続について(給実甲第一三五号) 六三

給実甲第一二八号の一部改正について(給実甲第一三六号) 六三

人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の人事院の定める官職について(給実甲第一三七号) 六三

人事院規則九一六(俸給の調整額)の運用について(給実甲第一三八号の給実甲第一四二号による一部改正) 六三

給実甲第一二九号の一部改正について(給実甲第一三九号) 六三

協議様式について(給実甲第一四〇号) 一〇一

昭和三十三年年度以降の等級別定数案について 一〇一

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

(昭和二十三年政令第三百二十三号)

- 改正 昭二十四年政令第一四九号、昭二十四年政令第一七九号、昭二十四年政令第四〇三号、昭二十五年政令第二六二号、昭二十五年政令第二九八号、昭二十六年政令第四一七号、昭二十六年政令第一九七号、昭二十七年政令第五五〇号、昭二十七年政令第三〇六号、昭二十七年政令第三五〇号、昭二十八年政令第三三三号、昭二十八年政令第九七号、昭二十九年政令第二一六号、昭二十九年政令第二七八号、昭三〇年政令第二六九号、昭三〇年政令第二二〇号、昭三〇年政令第三六四号、昭三二年政令第三〇〇号(注・側線をもつて示す)

内閣は、政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第二十条の規定に基づき、ここに政府職員の特殊勤務手当に関する政令を制定する。

目次

第一章 総則

第二章 削除

第三章 郵政及び航空職員の特殊勤務手当

第四章 削除

第五章 削除

第六章 削除

第七章 削除

第八章 矯正職員の特殊勤務手当

第九章 警察職員の特殊勤務手当

第十章 税務講習所職員の特殊勤務手当

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

て(給実甲第一四一号) 一〇五

等級別定数の運用について(給実甲第一四三号) 一〇五

昇給の運用について(給実甲第一四四号) 一〇三

初任給、昇格等の運用について(給実甲第一四五号) 一〇七

給実甲第一二八号(俸給の切替等について)の一部改正について(給実甲第一四六号) 一〇三

切替に関する承認について(給二一一九六) 一〇四

新規採用者の取扱について(給二一二四二) 一〇五

速記業務担当職員の初任給について(給二一二八四) 一〇五

VI

総理府令

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程 一〇七

総理府通達

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程の運用について 一〇九

第十一章 爆発物処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第十二章 トンネル内作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第十三章 隔遠地所在官署に勤務する職員の特殊勤務手当

第十四章 検疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第十五章 通信作業に従事する職員の特殊勤務手当

第十六章 雑則

附則

第一章 総則

(この政令の目的)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第一条に規定する職員(同法第二十二條の規定の適用を受ける職員を除く。以下職員という。)に対して支給すべき特殊勤務手当は、当分の間この政令の定めるところによる。

(特殊勤務手当の区分)

- 第二条 特殊勤務手当は、左の通りに区分する。
- 一 削除
 - 二 郵政及び航空職員の特殊勤務手当
 - 三 削除
 - 四 削除
 - 五 削除
 - 六 削除

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

- 七 矯正職員の特殊勤務手当
- 八 警察職員の特殊勤務手当
- 九 税務講習所職員の特殊勤務手当
- 十 爆発物処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当
- 十一 トンネル内作業等に従事する職員の特殊勤務手当
- 十二 隔遠地所在官署に勤務する職員の特殊勤務手当
- 十三 検疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当
- 十四 通信作業に従事する職員の特殊勤務手当

第二章 削除

第三条から第四十条まで 削除

第三章 郵政及び航空職員の特殊勤務手当

(種類)

- 第四十一条 郵政及び航空職員（郵政省又は運輸省航空局、航空保安事務所若しくは航空標識所に所属する職員をいう。以下同じ。）の特殊勤務手当の種類は、左の通りとする。
 - 一 削除
 - 二 削除
 - 三 削除
 - 四 教務手当
 - 五 削除
 - 六 削除
 - 七 削除

八 駐留軍派遣要員手当

第四十二条から第四十七条まで 削除

(教務手当)

- 第四十八条 教務手当は、郵政職員が本務の外左に掲げる授業等に従事したときに、支給する。
 - 一 郵政省の職員訓練所の講師としての授業
 - 二 郵政省の職員訓練所附属寄宿舎の寮務主事としての寄宿舎における生徒の指導及び監督並びに寄宿舎の管理
- 第四十九条 前条の手当の額は、左の区分による金額の範囲内で、人事院の定める額とする。
 - 一 前条第一号の場合においては、授業一時間につき六十円
 - 二 前条第二号の場合においては、勤務一日につき十八円

第五十条から第五十五条まで 削除

(駐留軍派遣要員手当)

- 第五十六条 駐留軍派遣要員手当は、航空職員が駐留軍専用の電信施設の建設及び保守の作業に従事したときに、支給する。
- 第五十七条 前条の手当の額は、作業一日につき七十二円の範囲内で、人事院の定める額とする。
- 第五十八条から第六十六条まで 削除
- 第四十 削除
- 第六十七条及び第六十八条 削除

第五章 削除

第六十九条から第七十三条まで 削除

第六章 削除

第七十四条及び第七十五条 削除

第七章 削除

第七十六条から第八十条まで 削除

第八章 矯正職員の特殊勤務手当

第八十一条から第八十三条まで 削除

(矯正職員の特殊勤務手当)

- 第八十四条 矯正職員の特殊勤務手当は、刑務所、少年刑務所及び拘留所に勤務する副看守長、看守部長又は看守が人事院の定める作業につき特に優秀な技術を有し、且つ、現にその作業に従事したときに、支給する。
- 2 前項の技術の程度は、人事院が定める。

第八十五条 前条の手当の額は、作業一日につき三十六円の範囲内で、人事院の定める額とする。

第九章 警察職員の特殊勤務手当

(警察職員の特殊勤務手当)

- 第八十六条 警察職員の特殊勤務手当は、警察庁に所属する職員が人事院の定める作業につき特に優秀な技術を有し、且つ、現にその作業に従事したときに、支給する。
- 2 前項の技術の程度は、人事院が定める。

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

- 第八十七条 前条の手当の額は、作業一日につき三十六円の範囲内で、人事院の定める額とする。

第十章 税務講習所職員の特殊勤務手当

(税務講習所職員の特殊勤務手当)

- 第八十八条 税務講習所職員の特殊勤務手当は、税務講習所に所属する職員が本務の外寮務主事又は寮務主事補として講習所附属寄宿舎の管理に従事したときに、支給する。
- 第八十九条 前条の手当の額は、勤務一日につき十八円の範囲内で、人事院の定める額とする。

第十一章 爆発物処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当

(種類)

- 第九十条 爆発物処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当の種類は、左の通りとする。
 - 一 爆発物処理作業手当
 - 二 航空手当
 - 三 危険作業手当
 - 四 放射線取扱手当

(爆発物処理作業手当)

- 第九十一条 爆発物処理作業手当は、職員が船舶に乗り組み、人事院の指定する危険海面で浮遊機雷又は漂着機雷の探索又は処理の作業に従事したときに、支給する。

政府職員の特種勤務手当に関する政令

第九十一条の二 前条の手当の額は、作業一時間につき十八円とする。

(航空手当)

第九十一条の三 航空手当は、職員が航空機にとり乗し、左に掲げる業務に従事したときに、とり乗した時間数に応じて支給する。

- 一 航空機の検査に関する業務
- 二 航空無線設備の検査に関する業務
- 三 航空従事者技能証明のために行う実地試験に関する業務
- 四 航空機乗組員として行う業務
- 五 操縦練習、教育訓練又は航空機にとり乗して行うべきその他の業務

第九十一条の四 前条の手当の額は、とり乗一時間につき五百円の範囲内で人事院の定める額とする。但し、次項の規定による加算額を除き、当該職員の一の月の航空手当の総額は、一万一千円の範囲内で人事院の定める額をこえることができない。

2 航空手当を支給されるとき、乗時間のうちに人事院が別に定める特に危険な航空勤務に従事した時間があるときは、その時間一時間につき前項本文の規定による額にその百分の三十に相当する額以内の額を加算することができる。

(危険作業手当)

- 二 トンネル内作業手当
- 三 トンネル掘り作業手当
- 四 削除
- 五 圧搾空気内作業手当
- 六 潜水作業手当
- 七 深所作業手当
- 八 特殊現場作業手当
- 九 機関部作業手当

第九十三条及び第九十三条の二 削除

(トンネル内作業手当)

第九十三条の三 トンネル内作業手当は、職員が関門国道トンネルの坑口から距離二百メートル以上の坑内におけるトンネル及びトンネル内施設の保守、改良その他の作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の四 前条の手当の額は、作業一時間につき四円とする。

(トンネル掘り作業手当)

第九十三条の五 トンネル掘り作業手当は、職員がトンネルの坑口から距離三百メートル以上の坑内で、トンネル掘り作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の六 前項の手当の額は、作業一日につき三十六円の範囲内で、人事院の定める額とする。

政府職員の特種勤務手当に関する政令

第九十一条の五 危険作業手当は、郵政及び航空職員又は気象庁若しくは海上保安庁に所属する船舶乗組員以外の職員が左に掲げる作業で人事院の定めるものに従事したときに、支給する。

- 一 胴綱を使用して電柱上で行う作業
- 二 空中線柱の上で行う作業
- 三 送信機高圧回路の調整及び修理作業
- 四 その他前各号と同程度に危険である作業

第九十一条の六 前条の手当の額は、作業一日につき三十六円の範囲内で人事院の定める額とする。

(放射線取扱手当)

第九十一条の七 放射線取扱手当は、人事院の定める施設に勤務する診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したときに、支給する。

第九十一条の八 前条の手当の額は、作業一日につき三十円とする。

第十二章 トンネル内作業等に従事する職員の特種勤務手当

(種類)

第九十二条 トンネル内作業等に従事する職員の特種勤務手当の種類は、左の通りとする。

一 削除

第九十三条の七及び第九十三条の八 削除

(圧搾空気内作業手当)

第九十三条の九 圧搾空気内作業手当は、職員が圧搾空気内で作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の十 前条の手当の額は、左の区分に応じ、七十二円に実作業時間数を標準作業時間数をもつて除して得た割合を乗じて得た額とする。

気 圧 標準作業時間数

二十ポンドまで	七時間
二十六ポンドまで	六時間
三十ポンドまで	五時間
三十三ポンドまで	四時間
三十六ポンドまで	三時間
四十ポンドまで	二時間
四十二ポンドまで	一時間三十分
四十六ポンドまで	一時間
四十八ポンドまで	五十分
五十ポンドまで	四十分

第九十三条の十一 圧搾空気内作業に従事した時間については、トンネル内作業手当、トンネル掘り作業手当又は深所作業手当は、支給しない。

(潜水作業手当)

政府職員の特種勤務手当に関する政令

第九十三条の十二 潜水作業手当は、職員が潜水作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の十三 第九十三条の十の規定は、前条の手当の額について準用する。この場合において、第九十三条の十中「七十二円」とあるのは「二百四円」と、「気圧」とあるのは「水圧」と読み替えるものとする。

(深所作業手当)

第九十三条の十四 深所作業手当は、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下四メートル以上の深所で作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の十五 前条の手当の額は、一日につき二十四円の範囲内で、人事院の定める額とする。

(特殊現場作業手当)

第九十三条の十六 特殊現場作業手当は、農林省農地事務局又は建設省地方建設局に所属する職員が人事院の定める勤務環境の劣悪な作業場において当該作業場の作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の十七 前条の手当の額は、作業一日につき百六十円の範囲内で人事院の定める額とする。

第九十三条の十八 特殊現場作業手当の支給される日については、トンネル内作業手当、トンネル掘り作業手当、圧搾空気内作業手当、潜水作業手当又は深所作業手当は、支給しない。

一 検査作業手当

二 伝染病作業手当

(検査作業手当)

第九十七条 検査作業手当は、厚生省検査所に勤務する職員が、検査法(昭和二十六年法律第二百一号)に定める検査の作業のうち人事院の定める作業に従事したときに、支給する。

第九十七条の二 前条の手当の額は、作業一日につき三十円とする。

(伝染病作業手当)

第九十七条の三 伝染病作業手当は、人事院の定める職員が左に掲げる作業に従事したときに、支給する。

一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項及び第二項に定める伝染病の病菌に汚染されている区域において行い患者の看護又は当該病菌の附着した物件若しくは附着の疑のある物件の処理作業

二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条に定める家畜伝染病のうち人事院の定める伝染性疾病の病菌に汚染されている区域において行い患者の飼育又は当該病菌の附着した物件若しくは附着の疑のある物件の処理作業

第九十七条の四 前条の手当の額は、作業一日につき三十五円の範囲内で人事院の定める額とする。

政府職員の特種勤務手当に関する政令

い。
(機関部作業手当)
第九十三条の十九 機関部作業手当は、人事院の定める船舶に乗り組む機関部員である職員のうち人事院の定める職員が当該船舶において機関の操作作業に従事したときに、支給する。

第九十三条の二十 前条の手当の額は、作業一日につき三十円とする。

第十三章 隔遠地所在官署に勤務する職員の特種勤務手当
(隔遠地所在官署に勤務する職員の特種勤務手当)

第九十四条 隔遠地所在官署に勤務する職員の特種勤務手当は、職員が交通至難の島その他の地に所在する官署に勤務したときに、支給する。

2 前項の官署の指定は、人事院が行う。
第九十五条 前条の手当の額は、在勤一月につき俸給の月額の百分の二十をこえない範囲内で、人事院が定める。

第十四章 検査作業等に従事する職員の特種勤務手当
(種類)

第九十六条 検査作業等に従事する職員の特種勤務手当の種類は、左の通りとする。

第九十七条の五 伝染病作業手当の支給される日については、矯正職員の特種勤務手当のうち人事院の定める特種勤務手当は、支給しない。

第十五章 通信作業に従事する職員の特種勤務手当
(通信作業に従事する職員の特種勤務手当)

第九十七条の六 通信作業に従事する職員の特種勤務手当は、人事院の定める職員が左に掲げる作業に関し特に優秀な技術を有し、且つ、現にその作業に従事したときに、支給する。

- 一 無線電信機通信作業
- 二 無線電話機通信作業
- 三 自動機通信宰領作業
- 四 自動機送信作業
- 五 印刷機通信宰領作業
- 六 印刷機送信作業
- 七 音響機通信作業
- 八 現波受信作業
- 九 写真又は模写電信機通信作業
- 十 市外電話交換作業
- 十一 回線試験作業
- 十二 空中線接続作業
- 十三 人事院の定める通信機器の整備作業

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

2 前項の技術の程度は、人事院が定める。
第九十七条の七 前条の手当の額は、作業一日につき四十円の範囲内で人事院の定める額とする。

第十六章 雑則

(特殊勤務手当の支給方法)

- 第九十八条 特殊勤務手当の給与期間は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までのそれぞれの期間とする。但し、一般職の職員の給与に関する法律第九条第一項但書の規定により、俸給の月額が一回に支給されるときは、月の一日から末日までの期間とする。
- 2 各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の俸給の支給定日に支給する。
- 3 隔遠地所在官署に勤務する職員の特殊勤務手当については、前項の規定にかかわらず、その給与期間の俸給の支給定日に支給する。
- 4 第九十条第二号に定める航空手当の支給方法については、前三項の規定にかかわらず、人事院が別に定める。
- 第九十九条 この政令に定めるものの外、特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院が定める。
- 2 人事院の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員に対しては、第二条に規定する特殊勤務手当の外、人事院

の定めるところにより、予算の範囲内で特別の特殊勤務手当を支給することができる。

附則

- 第一百条 この政令は、公布の日から、施行し、昭和二十三年四月一日から、適用する。
- 第一百一条 昭和二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間は、昭和二十二年十二月三十一日現在において、職員に対してその勤務の特殊性に基いて支給されていた手当、加俸その他の給与を、同日現在の例により、政府職員の新給与実施に關する法律第二十條の規定による特殊勤務手当として支給する。
- 第一百二条 宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給与し及び特別用の文具を使用せしむることを得るの件(明治二十四年勅令第二十七号)の一部を次のように改正する。
「宿直又は徹夜勤務使役ノ者ニハ適宜食料ハ代料又ラ給与シ又」を削る。
- 第一百三條 巡查給与令(明治三十九年勅令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。
第二条から第四条までを次のように改める。
第二条乃至第四条 削除
- 第一百四條 文官試補及び見習に關する件(明治四十三年勅令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第一百五條 監獄看守手当等給与令(大正十一年勅令第四百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条乃至第四条 削除

第六条を削る。

第一百六條 矯正院補導手当等給与令(大正十一年勅令第四百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第一百七條 官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第七条の二を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

別表を削る。

第一百八條 左に掲げる勅令等は、廃止する。

各庁雇等日給の者休暇日にも給額支給の件(明治八年太政官達第百十四号)

伝染病予防救治に従事する官吏、準官吏及び傭員に手当支

政府職員の特殊勤務手当に關する政令

給の件(明治二十八年勅令第七十一号)

戦時又は事変に際し之に起因する電線工事に従事する者に手当給与の件(明治三十七年勅令第九十六号)

月俸七十五円未満の判任官待遇者の俸給に關する件(明治四十年勅令第二百四十四号)

船内に設置したる郵便、電信及び電話官署に在勤する職員に手当給与の件(明治四十二年勅令第二百十五号)

教官及び技術官の俸給に關する件(大正九年勅令第二百六十二号)

交通至難の場所に在勤する職員に手当支給の件(大正九年勅令第四百五号)

特定郵便局長等の給与に關する件(大正九年勅令第四百八十三号)

公立学校職員加俸令(大正九年勅令第五百十九号)

勤勉手当給与令(大正九年勅令第五百四十五号)

司法官試補及び朝鮮總督府司法官試補に關する件(大正九年勅令第五百六十九号)

帝国領事館防疫職員手当給与令(大正十年勅令第四十二号)

官立医科大学附属専門部教官にして官立医科大学附属医院の医員を命ぜられた者に手当給与の件(大正十一年勅令第四百六十六号)

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

外国在勤者等に支給する給与の臨時増給に関する件(昭和七年勅令第九十号)

機械技術員養成所の職員にして舎監たるもの手当給与に関する件(昭和十五年勅令第三百四十二号)

戦時又は事変に際し外国又は南洋群島在勤者等に臨時手当給与の件(昭和十五年勅令第四百一号)

在外電波物理観測所職員手当給与令(昭和十七年勅令第六百十七号)

税務講習所の職員にして舎監たる者の手当給与に関する件(昭和十八年勅令第四百十七号)

特殊試験手当給与令(昭和二十年勅令第二百六十四号)

行政整理に際し退官退職したる者等に支給する特別の賜金又は手当に関する件(昭和二十年勅令第六百七十号)

行政整理に際し退官し又は休職を命ぜらるる者に関する俸給の特例の件(昭和二十年勅令第六百九十八号)

掃海作業に従事する職員に対する掃海手当支給に関する件(昭和二十年勅令第七百二十四号)

附 則(昭和二十四年政令第四百十九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則(昭和二十四年政令第四百十九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則(昭和二十七年政令第三百五十号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

附 則(昭和二十八年政令第三十三号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。但し、爆発物処理作業手当に係る部分は昭和二十七年九月一日から、航空手当に係る部分は昭和二十八年一月一日から適用する。

2 第九十一条の二中「十八円」とあるのは、昭和二十七年十月三十一日以前においては、「十五円」と読み替えるものとする。

3 この政令施行前改正前の政府職員の特殊勤務手当に関する政令の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和二十七年十一月一日以後の期間に係る特殊勤務手当は、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則(昭和二十八年政令第九十七号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

附 則(昭和二十九年政令第二百十六号)

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定は、昭和二十九年七月一日から施行し、第三条の規定は、昭和二十九年七月二日から適用する。

附 則(昭和二十五年政令第二百六十二号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月二日から適用する。

附 則(昭和二十五年政令第二百九十八号)

この政令は、昭和二十五年十月一日から施行し、政府職員の特殊勤務手当に関する政令目次、第二条、第三章の章名、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十八条及び第六十五条の改正規定は、昭和二十五年六月一日から適用する。

附 則(昭和二十六年政令第四十一号)

この政令は、公布の日から施行し、目次、第二条、第三章の章名、第四十一条、第四十二条、第五十六条及び第五十八条の改正規定は昭和二十五年十二月十二日から、第九十八条の改正規定は昭和二十六年三月一日以降において支給の事由の生じた特殊勤務手当から、それぞれ適用する。

附 則(昭和二十六年政令第九十七号)

この政令は、公布の日から施行し、第四十一条、第六十六条の二及び第六十六条の三の改正規定は、昭和二十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和二十七年政令第五十五号)

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十七年政令第二百七十八号)

この政令は、公布の日から施行し、放射線取扱手当に係る部分は昭和三十年七月一日から、その他の部分(政府職員の特殊勤務手当に関する政令第四十一条に規定する郵政及び航空職員の危険作業手当に係る部分を除く)は昭和三十年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十一年政令第二百十号)

この政令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則(昭和三十一年政令第三百六十四号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十二年政令第三百号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令(以下「改正後の政令」という。)第二条第十三号及び第十四章の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。ただし、改正前の政府職員の特殊勤務手当に関する政令(以下「改正前の政令」という。)は、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

附 則(昭和三十三年政令第二百十号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令第九十二条第八号、第九十三条の十六及び第九十三条の十七の規定は、昭和三十一年九月一日から適用する。

政府職員の特殊勤務手当に関する政令

という。)第九十六条の規定による伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の支給を受けるべき職員については、この限りでない。

3 改正後の政令第二条第十四号及び第十五号の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。ただし、改正前の政令第五十八号の規定による特殊有技者手当の支給を受けるべき職員及び政府職員の特殊勤務手当に関する政令第八十六条の規定による警察職員の特殊勤務手当の支給を受けるべき職員については、この限りでない。

4 改正後の政令第九十二条第九号、第九十三条の十九及び第九十三条の二十の規定は、昭和三十三年八月一日から適用する。

5 政府職員の特殊勤務手当に関する政令第四十一条に規定する郵政及び航空職員が改正前の政令第五十八号第一項各号に掲げる作業で改正後の政令第九十七条の六第一項各号に掲げる作業以外の作業に従事したとき、又は伝染病防疫作業に従事する職員が改正前の政令第九十六条に規定する作業で改正後の政令第九十七条の三各号に掲げる作業以外の作業に従事したときは、人事院の定めるところにより、当分の間、従前の例により、特殊勤務手当を支給することができる。

非常勤職員の給与

人事院は、政府職員の新給与実施に関する法律に基き、常勤を要しない職員の給与に関し次の人事院規則を制定する。

昭和二十四年三月十九日 人事院総裁 浅井 清

人事院規則九一(昭和二十四年一月一日適用)

改正一昭二六・四・九、昭二六・六・二九、昭二六・一・一・三〇、昭二七・一・二・二六、昭三二・八・一(注・側線をもつて示す)

非常勤職員の給与

第一条 給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しよとする場合において、その額が勤務一日につき二千五百円をこえない範囲内の額であるときは、同条同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。(昭和三十三年八月一日施行)

第二条 前条に定めるもののほか、給与法第二十二条に定める人事院の承認について必要な手続は、細則で定める。

俸給の調整額

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、人事院規則九一六(俸給の調整額)の全部を次のように改正する。

人事院規則 非常勤職員の給与 俸給の調整額

昭和三十三年八月一日 人事院総裁 浅井 清
人事院規則九一六(昭和三十三年八月一日施行)

俸給の調整額

第一条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職は、別に定めるもののほか、別表の上欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める官職(同法第六条の二に規定する官職を除く。)とし、俸給の調整額は、その官職を占める職員の俸給月額に調整基本率百分の四を乗じて得た額にその者について同表の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。(昭和三十三年四月一日適用)

第二条 この規則による改正前の規則九一六(俸給の調整額)(以下「改正前の規則」という。)の規定により俸給の調整を受ける官職を占める職員で引き続き同一の官職を占め前条の規定の適用を受けるものの俸給の調整額については、この規則施行の日(以下「施行日」という。)における同条の規定による俸給の調整額が施行日の前日における改正前の規則の規定による俸給の調整額に達しないこととなる場合には、施行日以降引き続き同一の官職を占める間に限り、同条による俸給の調整額が施行日の前日における改正前の規則の規定による俸給の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による俸給の調整額に加算した額とする。

第三条 改正前の規則の規定により俸給の調整を受ける官職を

人事院規則 俸給の調整額

占める職員のうち、引き続き同一の官職を占め、かつ、公安職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける者で第一条の規定の適用により俸給の調整を受けないこととなる官職を占めるものについては、施行日以降引き続き同一の官職を占める間に限り、その者の俸給月額が施行日の前日における俸給月額に同日における改正前の規則の規定による俸給の調整額を加えた額に達するまで、その差額を俸給の調整額とする。

第四条 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員以外の職員については、昭和三十二年四月一日から施行日の前日までに改正前の規則の規定によりすでに支給された俸給の調整額が第一条の規定による俸給の調整額をこえている場合又は同条の規定の適用により俸給の調整額が支給されないこととなる場合は、すでに支給された俸給の調整額は、同条の規定に基づいて支給されたものとみなす。

別表

勤務箇所	職 員	調整数
北海道開発局	えい船の運航業務に従事する職員で船員法(昭和二十二年法律第百号)の準用を受けるもの	一
刑務所(菊池医)	(1) 医師及び歯科医師 (2) 薬剤師、病理細菌技術者、診療	四

国立大学 附置結核 研究所及 研究病院 属病院及 び国立結 核療養所	(1) 看護婦長(一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。)、看護婦及び準看護婦(総看護婦長室に勤務する者を除く。)	三
	(2) 結核病とう又は精神病とうに勤務する看護助手 (3) 結核病とう又は精神病とうに勤務する保母(助手を含む。)	二
	(4) 常時結核又は精神病患者の診療に直接従事する医師及び歯科医師(院長、副院長、分院長及び科長を除く。) (5) 病理細菌技術者、診療エックス線技術者及びこれらの助手 (6) 結核病とう又は精神病とうに勤務する看護婦長(1)に掲げる者を除く。 (7) 消毒婦、洗たく婦、結核病とう又は精神病とうに勤務する保清婦及び精神病とうに勤務する作業手 (8) 常時結核又は精神病患者の診療に直接従事する科長 (9) 患者係事務職員(人事院の定める者に限る。)	一

人事院規則 俸給の調整額

国立大学 及び航海	(1) 看護助手(総看護婦長室に勤務する者を除く。) (2) 保母(助手を含む。)	三
	(3) 医師及び歯科医師(院長、所長、副院長、分院長、部長、課長及び科長を除く。) (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技術者及びこれらの助手 (5) 歯科衛生士及びマッサージ師 (6) 看護婦長(1)に掲げる者を除く。 (7) 保清婦、消毒婦及び洗たく婦 (8) 医師及び歯科医師(4)に掲げる者を除く。 (9) 栄養士及び物療手 (10) 総看護婦長、看護婦及び準看護婦(1)に掲げる者を除く。 (11) 看護助手(2)に掲げる者を除く。 (12) 患者係事務職員、ケースワーカー及びハウスキーパー (13) 水道手、電気手、営繕手、作業手及び患者輸送用自動車運転手 (14) 船舶に乗り組み医療業務に従事する医師	一
	(1) 船舶に乗り組み医療業務に従事する医師	六

療刑務支
所を除
く。少年
刑務所、
拘留所、
少年院及
び少年鑑
別所

エックス線技術者及びこれらの助手

(3) 患者係事務職員(医療刑務所及び医療少年院に勤務する者で行政職俸給表(一)の適用を受けるものに限る。)

(4) 消毒夫、営繕手及び患者輸送用自動車運転手(医療刑務所及び医療少年院に勤務する者で行政職俸給表(一)の適用を受けるものに限る。)

刑務所 菊池医療 支所	(1) 医師	六
	(2) 看守長、副看守長、看守部長及び看守	五
	(3) 消毒夫、洗たく夫及び炊夫	四
地方更生 保護委員 会事務局	(4) (1)から(3)まで掲げる職員以外の職員	三
	総務部調査連絡課及び審査部に勤務する保護観察官(審査部長を除く。)	一
	保護観察官(所長を除く。)	一
国立大学 医学部附 属病院及 び国立病 院	(1) 結核病とう又は精神病とうに勤務する看護婦長(一看護単位のみを担当している者に限る。)、看護婦及び準看護婦	三
	(2) 看護助手(総看護婦長室に勤務する者を除く。) (3) 保母(助手を含む。)	二
	(4) 医師及び歯科医師(院長、所長、副院長、分院長、部長、課長及び科長を除く。) (5) 病理細菌技術者、診療エックス線技術者及びこれらの助手 (6) 歯科衛生士及びマッサージ師 (7) 看護婦長(1)に掲げる者を除く。 (8) 保清婦、消毒婦及び洗たく婦 (9) 医師及び歯科医師(4)に掲げる者を除く。 (10) 栄養士及び物療手 (11) 総看護婦長、看護婦及び準看護婦(1)に掲げる者を除く。 (12) 看護助手(2)に掲げる者を除く。 (13) 患者係事務職員、ケースワーカー及びハウスキーパー (14) 水道手、電気手、営繕手、作業手及び患者輸送用自動車運転手	一

人事院規則 俸給の調整額

訓練所	国立大学 附属の盲 ろう学校及 び学校	京都大学 医学部 特別研 究室	国立 療養所
(2) 練習船に乗り組み、実習生を直接教育する船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、各長及び各次長	教育に直接従事することを本務とする職員	(1) 看護婦及び準看護婦 (2) 看護助手 (3) 医師及び歯科医師 (4) 病理細菌技術者 (5) 患者係事務職員 (6) 病とう清掃婦 (7) 炊婦	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 保母（助手を含む。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手
二	二	五	六

国立精神 療養所	国立 療養所	国立 療養所
(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師及び歯科医師（所長、部長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) 歯科衛生士 (6) 看護婦長（1）に掲げる者を除く。） (7) 保清婦及び作業手 (8) 医師及び歯科医師（3）に掲げる者を除く。） (9) 総看護婦長、看護婦及び準看護婦（1）に掲げる者を除く。） (10) 患者係事務職員及びケースワーカー (11) 看護助手（2）に掲げる者を除く。）、水道手、電気手、営繕手及び患者輸送用自動車運転手	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。）	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師（所長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) マッサージ師 (6) 保清婦及び洗たく婦 (7) 医師（3）に掲げる者を除く。） (8) 研究員（所長を除く。） (9) 研究員（所長を除く。） (10) 研究員（所長を除く。） (11) 研究員（所長を除く。）
三	二	一

人事院規則 俸給の調整額

国立 療養所	国立 療養所	国立 療養所	国立 療養所
(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師（所長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) マッサージ師 (6) 保清婦及び洗たく婦 (7) 医師（3）に掲げる者を除く。） (8) 研究員（所長を除く。） (9) 研究員（所長を除く。） (10) 研究員（所長を除く。） (11) 研究員（所長を除く。） (12) 研究員（所長を除く。） (13) 研究員（所長を除く。） (14) 研究員（所長を除く。） (15) 研究員（所長を除く。） (16) 研究員（所長を除く。） (17) 研究員（所長を除く。） (18) 研究員（所長を除く。）	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師（所長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) マッサージ師 (6) 保清婦及び洗たく婦 (7) 医師（3）に掲げる者を除く。） (8) 研究員（所長を除く。） (9) 研究員（所長を除く。） (10) 研究員（所長を除く。） (11) 研究員（所長を除く。） (12) 研究員（所長を除く。） (13) 研究員（所長を除く。） (14) 研究員（所長を除く。） (15) 研究員（所長を除く。） (16) 研究員（所長を除く。） (17) 研究員（所長を除く。） (18) 研究員（所長を除く。）	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師（所長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) マッサージ師 (6) 保清婦及び洗たく婦 (7) 医師（3）に掲げる者を除く。） (8) 研究員（所長を除く。） (9) 研究員（所長を除く。） (10) 研究員（所長を除く。） (11) 研究員（所長を除く。） (12) 研究員（所長を除く。） (13) 研究員（所長を除く。） (14) 研究員（所長を除く。） (15) 研究員（所長を除く。） (16) 研究員（所長を除く。） (17) 研究員（所長を除く。） (18) 研究員（所長を除く。）	(1) 看護婦長（一看護単位のみを担当している者又は手術室に勤務する者に限る。）、看護婦及び準看護婦（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (2) 看護助手（総看護婦長室に勤務する者を除く。） (3) 医師（所長、課長及び科長を除く。） (4) 病理細菌技術者、診療エックス線技師及びこれらの助手 (5) マッサージ師 (6) 保清婦及び洗たく婦 (7) 医師（3）に掲げる者を除く。） (8) 研究員（所長を除く。） (9) 研究員（所長を除く。） (10) 研究員（所長を除く。） (11) 研究員（所長を除く。） (12) 研究員（所長を除く。） (13) 研究員（所長を除く。） (14) 研究員（所長を除く。） (15) 研究員（所長を除く。） (16) 研究員（所長を除く。） (17) 研究員（所長を除く。） (18) 研究員（所長を除く。）
二	三	四	五

人事院規則 俸給の特別調整額

国立教護院	(1) 寮長として児童と起居を共にする職員		(2) 教育に直接従事することを本務とする職員(院長、調査課長及び(1)に掲げる者を除く。)	
	二		一	
地区麻薬取締官事務所	(1) 麻薬取締官(所長を除く。)		(2) 所長	
	三		二	
海上保安庁	(1) 巡視船、艇長二十メートル以上若しくは総トン数五十トン以上の巡視艇又は総トン数五十トン以上の測量船、燈台補給船、燈台見回り船若しくは設標船に乗り組む職員			
	五			
公共職業安定所(労働大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)	(2) (1)に掲げる船舶以外の船舶に乗り組む職員(総トン数五十トン未満の船舶又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に乗り組む者を除く。)			
	三			
職業紹介、職業指導又は失業保険の業務に直接従事することを本務とする職員(人事院の指定する公共職業安定所については、日雇労働者の職業紹介業務に直接従事することを本務とする者に限る。)、所長及び次長				
				一

俸給の特別調整額

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、俸給の特別調整額に關し次の人事院規則を制定する。

昭和二十八年二月七日

人事院総裁 浅井 清

人事院規則九一七(昭二八・一・一適用)

- 改正一昭二八・七・二八、昭二八・一・三〇、昭二八・一・二九、昭二九・一・二五、昭二九・五・一〇、昭二九・六・二八、昭二九・八・二八、昭二九・一・一〇、昭二九・二・二四、昭三〇・三・三〇、昭三〇・三・三一、昭三〇・四・二二、昭三〇・七・三〇、昭三〇・八・二九、昭三〇・一・一一、昭三〇・二・一五、昭三一・二・二七、昭三一・四・一、昭三一・四・七、昭三一・六・九、昭三一・七・一四、昭三一・八・四、昭三一・八・二〇、昭三一・九・二四、昭三一・一・二九、昭三一・三・三〇、昭三一・五・一七、昭三一・六・一、昭三一・八・一、昭三一・九・二一(注・昭三一・八・一と昭三一・九・二一の一部改正は側線をもって示す。)

俸給の特別調整額

第一条 給与法第十条の二第一項の規定により俸給の特別調整を行う官職及びその官職にある職員に支給する特別調整額の俸給月額に対する支給割合は、別表に掲げるとおりとする。

(昭和三十三年八月一日施行)

第二条 削除(昭和三十三年八月一日施行)

別表 俸給の特別調整額表(注・別表中の側線は略)

組織の区分	官	職	支給割合	
			甲	乙
会計検査院	事務総局長	事務総長	甲	
人事院	事務総局長	局長	甲	
	局長	局長		甲
内閣	事務総局長	局長		甲
	局長	局長		甲
官房	内閣参事官	参事官		甲
	内閣参事官	参事官		甲
法制局	内閣参事官	参事官		甲
	内閣参事官	参事官		甲
憲法調査会	参事官	参事官		甲
	参事官	参事官		甲
国防会議事	局長	局長		甲
	局長	局長		甲

人事院規則 俸給の特別調整額

総理府	本府内部部局	参事官	務局	
			参事官	局長
公正取引委員会	事務局	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
日本学術会議	事務局	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
社会保障制度審議会	事務局	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
南方連絡事務局	事務局	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
公務員制度調査室	調査室	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
内閣文庫	文庫	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
統計調査官	調査官	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長
管理官	管理官	参事官	局長	局長
		参事官	局長	局長

警察庁		課長 審判官室長 審査長 参事官	乙
地方事務所	所長		乙
内部部局	長官 次長 官房長 部長 課長		甲
警察大学校	校長 工場長 通信調査官 警備調査官 調査統計官 参事官 監察官 企画審査官		丙
警察大学校	校長		甲
教頭			乙
部長			丙
校長			乙
附属通信			乙

学校	部長 (人事院が定める ものに限る)	丙
科学捜査研究所	所長 課長 (人事院の承認を 得たものに限る)	甲
皇宮警察本部	本部長	甲
皇宮警察学校	部長	乙
護衛署	校長	丙
署長		
管区警察局	局長	甲
局長		
管区警察学校	部長	乙
校長		
管区警察学校	校長	丙
警備局東 部	部長	
京都通信 部		
府県通信 出張所	部長	
所長		
北海道地方 警察通信部	部長	乙
方面通信 出張所	所長	丙

警視庁	警視総監	甲
部長		乙
方面本部長		丙
北海道警察本部	本部長	甲
部長		乙
方面本部長(人事院が定めるものに限る)		
方面本部長(支給割合乙のものを除く)		丙
府県警察本部	本部長(人事院が定めるものに限る)	乙
本部長(支給割合乙のものを除く)		丙
市警察部長		
都道府県警察署	署長	
都道府県警察学校	校長	
内部部局	本部長	甲
課長		
消防研究所	所長	丙
課長(人事院の承認を得たものに限る)		
国家消防本部		

消防講習所	所長	乙
土地調整委員会	事務局	甲
課長		
調査官		
首都圏整備委員会	事務局	甲
部長		
課長		
室長		
調整官		
宮内庁	次長 部長 課長 参事官 皇室経済主管 侍従職事務主管 上席侍従職参事 東宮職事務主管 式部副長 式部官 陵墓管理官 大膳官 車馬管理官	甲
内部部局		
正倉院事務所	所長	乙

人事院規則 俸給の特別調整額

行政管理庁	調達庁		京都事務所	下総御料牧場
	内部部局	内部部局	所長	場長
内部部局	調達事務所	調達局	局長 次長 部長 部次長 監察官 調停官 連絡調査官 課長 副監察官 総務参事官 副連絡調査官 不動産参事官 労務参事官	
局長 事務次官	所長	局長 次長 部長 副長		
甲	丙	乙	甲	甲

人事院規則 俸給の特別調整額

自治庁	内部部局		石狩川治水事務所	土木試験所	機械工作所	開発建設部
	自治大学校	内部部局	所長	所長	所長	部長(人事院が定めるものに限る。)
校長	調査官 会計参事官 総務参事官 局長 課長	事務次官 局長	技術長	事務長	事務長	部長(支給割合乙のものを除く。) 事務長(人事院が定めるものに限る。) 技術長(人事院が定めるものに限る。)
			乙	丙	乙	丙
	甲		丙	乙		

北海道開発庁	内部部局		管区行政監察局	地方行政監察局	北海道開発局
	内部部局	内部部局	局長	局長	局長
局長	事務次官 室長 課長 総務監理官 主幹	事務次官 審議官 官房長 局長	局長 部長 総務課長	局長(人事院が定めるものに限る。)	局長 次長 官房長 部長 課長(人事院が定めるものに限る。)
	甲	甲	乙	丙	乙

経済企画庁	内部部局		鹿兒島県大島支庁	科学技術庁
	内部部局	内部部局	支庁長	内部部局
主幹	事務次官 審議官 官房長 局長	事務次官 審議官 官房長 局長	支庁長	事務次官 科学審議官 官房長 局長 局次長
	甲	甲	丙	甲

法務省	航空技術研究所	所長	乙
	科学調査官	課長	
本省内部部局	金属材料技術研究所	所長	甲
	放射線医学総合研究所	所長	甲
法務研修所	総務課長	局長	甲
		事務次官	
		局長	
		部長	
		局次長	
		課長	
		調査官（法務省組織令に規定するものに限る。）	
		参事官	
		訟務管理官	
		人権擁護管理官 登録管理官	

中央矯正研修所	所長	甲
	教頭	丙
法務局	局長	甲
	部長	乙
地方法務局	局長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	局長（支給割合乙のものを除く。）	丙
拘留所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	所長（支給割合乙のものを除く。）	丙
刑務所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	所長（支給割合乙のものを除く。） 菊池医療刑務支所長	丙
少年刑務所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	所長（支給割合乙のものを除く。）	丙

少年院	院長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	院長（支給割合乙のものを除く。） 次長（人事院が定めるものに限る。）	丙
少年鑑別所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
	所長（支給割合乙のものを除く。） 次長（人事院が定めるものに限る。）	丙
矯正管区	管区長	甲
	部長	乙
巢鴨刑務所	所長	乙
	次長	丙
地方更生保護委員会	委員長	甲
	委員	乙
保護観察所	所長（人事院が定めるものに限る。）	丙

検察庁	最高検察庁	事務局長	甲
		事務局長	乙
地方検察庁	最高検察庁	事務局長（人事院が定めるものに限る。）	乙
		事務局長（支給割合乙のものを除く。）	丙
入国管理事務所	入国者収容所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
		所長（支給割合乙のものを除く。） 次長（人事院が定めるものに限る。）	丙
入国管理事務所	入国者収容所	所長（人事院が定めるものに限る。）	乙
		所長（支給割合乙のものを除く。） 次長（人事院が定めるものに限る。）	丙

公安審査委員会	事務局長 調査官	甲
公安調査庁	内部部局 長官 次長 部長 課長 参事官	甲
公安調査局	局長 課長（公安調査庁長官が人事院と協議して定めるものに限る。）	乙
地方公安調査局	局長（人事院が定めるものに限る。）	丙
外務省	事務次官 官房長 局長 局次長 部長 課長 儀典長	甲

大蔵省	厚生管理官 審議官 外務参事官 書記官 調査官 国際連合管理官	所長
外務省研修所	所長	所長
移住あつ旋所	所長	所長
本省内部部局	事務次官 官房長 局長 部長 局次長 財務参事官 日本専売公社監理官 日本銀行法第十三条の四の規定により政策委員会の委員として大蔵省を代表する大蔵事務官 財務局監理官	局長 課長
甲	甲	丙

財務考査管理官 日本専売公社副監理官 財務調査官 専門調査官 主計官 主計監査官 税関考査管理官 関税調査官 資金管理官 証券検査管理官 管財監査官 接収貴金属監理官 金融制度調査官 金融検査管理官 金融検査審査官	造幣局 局長 部長 課長（造幣局長が人事院と協議して定めるものに限る。）	支局長 東京造幣支局総務課長	印刷局 局長	甲 丙 乙
---	---	-------------------	-----------	-------------

財務局	部長 課長	局長	甲
財務部	部長（人事院が定めるものに限る。） 部長（支給割合乙のものを除く。） 出張所長（人事院が定めるものに限る。）	部長 部次長 取引所監理官	乙 丙
税関	税関長 官房主事 部長 部次長 支署長（人事院が定めるものに限る。） 支署長（支給割合乙のものを除く。）	税関長	甲 乙 丙

税関研修所	内部部局	長官 次長 部長 課長 広報官 首席監督官 首席国税庁監察官 審議官	甲
	国税庁	長官	甲
醸造試験所	国税庁協議	本部長	甲
	所長	室長（人事院の承認を得たものに限る。） 室長（人事院が定めるものに限る。ただし、支給割合乙のものを除く。）	乙
税務講習所	所長	室長（人事院の承認を得たものに限る。） 室長（人事院が定めるものに限る。ただし、支給割合乙のものを除く。）	乙
	教頭	所長	甲

文部省	本省内部部局	税務講習所支所	幹事 課長（人事院が定めるものに限る。） 支所長（人事院が定めるものに限る。）	丙
		税務講習所	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	乙
国税局	税務署	局長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	丙
		部長 次長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	乙
議団	本部長 副本部長	課長（国税庁長官が人事院と協議して定めるものに限る。） 鑑定官室長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	乙
		支部長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	丙
事務所	事務次官	署長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	甲
		課長	支所長（支給割合乙のものを除く。） 幹事（人事院が定めるものに限る。）	丙

国立大学	学長	局長 部長 課長 人事参事官 総務参事官 会計参事官 特殊教育主任官 学術情報主任官 社会教育施設主任官 広報主任官 教育用品主任官	乙
	学部長 附属図書館長 学部附属病院長 附置研究所長 厚生補導に関する部長	図書館職員養成所長 工事事務所長	丙
日本ユネスコ国内委員会事務局	事務局長	局長 部長 課長 人事参事官 総務参事官 会計参事官 特殊教育主任官 学術情報主任官 社会教育施設主任官 広報主任官 教育用品主任官	乙
	事務総長 次長	局長 部長 課長 人事参事官 総務参事官 会計参事官 特殊教育主任官 学術情報主任官 社会教育施設主任官 広報主任官 教育用品主任官	甲

国立近代美術館	館長	課長	甲
	次長	部長（人事院が定めるものに限る。） 部長（支給割合乙のものを除く。）	乙
国立科学博物館	館長	課長	甲
	部長（人事院が定めるものに限る。） 部長（支給割合乙のものを除く。）	部長（支給割合乙のものを除く。）	乙
国立教育研究所	所長	課長	乙
	部長（人事院が定めるものに限る。） 部長（支給割合乙のものを除く。）	部長（支給割合乙のものを除く。）	丙
緯度観測所	所長	課長	甲
	部長	部長（人事院が定めるものに限る。） 部長（支給割合乙のものを除く。）	乙
統計数理研究所	所長	課長	甲
	部長（人事院の承認を得たものに限る。）	部長（人事院の承認を得たものに限る。）	乙

人事院規則 俸給の特別調整額

文化財保護 委員会	事務局	日本学士院	国立国語研 究所	国立遺伝学 研究所	部長（支給割合乙のも のを除く。）	所長	部長	室長（人事院の承認を 得たものに限る。）	所長	部長（人事院が定める ものに限る。）	部長（支給割合乙のも のを除く。）	事務局長	次長	課長	文化財管理官	館長	次長	部長（人事院が定める ものに限る。）
					丙	甲	乙	甲	丙	甲	乙	甲	丙	甲	乙	甲	乙	甲

厚生省	本省内部部 局	国立文化財 研究所	部長（支給割合乙のも のを除く。）	所長	部長（人事院が定める ものに限る。）	部長（支給割合乙のも のを除く。）	事務次官	官房長	局長	部長	局次長	課長	室長	参事官	乳肉衛生管理官	歯科参事官	看護参事官	薬事監視管理官	生活保護監査参事官	社会保険監察管理官	数理管理官	調査官
			丙	甲	乙	甲	丙	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲

人事院規則 俸給の特別調整額

国立栄養研 究所	国立精神衛 生研究所	国立公衆衛 生院	人口問題研 究所	部長（支給割合乙のも のを除く。）	所長	部長（人事院の承認を 得たものに限る。）	部長（人事院が定める ものに限る。ただし、 支給割合乙のものを除 く。）	総務課長	所長	部長（人事院の承認を 得たものに限る。）	院長	次長	部長（人事院の承認を 得たものに限る。）	科長（人事院の承認を 得たものに限る。）	部長	所長
				丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙

国立療養所	国立病院	検疫所	国立予防衛 生研究所	所長（人事院が定める ものに限る。）	副所長	部長	支所長	総務課長	室主任（人事院の承認 を得たものに限る。）	所長（人事院が定める ものに限る。）	所長（支給割合乙のも のを除く。）	支所長（人事院が定め るものに限る。）	院長（人事院が定める ものに限る。）	院長（支給割合甲のも のを除く。）	事務部長	庶務課長（人事院が定 めるものに限る。）	所長（人事院が定める ものに限る。）
				甲	乙	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	乙	甲	丙

工業技術院	石炭事務 所	所長	甲
		部長	
工業技術院	釜山保安監 督部	支部長	乙
		部長	
工業技術院	内部部局	院長	甲
		部長	
工業技術院	中央計量檢 定所	課長	甲
		所長	
工業技術院	機械試験所	部長	乙
		所長	
工業技術院	東京工業試 験所	課長 (人事院の承認を 得たものに限る。)	丙
		所長	
工業技術院	資源技術試 験所	部長	乙
		所長	

大阪工業技 術試験所	課長 (人事院の承認を 得たものに限る。)	丙
	所長	
名古屋工業 技術試験所	部長	乙
	所長	
醸酵研究所	部長	乙
	所長	
纖維工業試 験所	部長	乙
	所長	
運輸省	課長 (工業技術院長が 人事院と協議して定め るものに限る。)	丙
	所長	

地質調査所	所長	甲
	部長	
電気試験所	支所長	乙
	部長	
産業工芸試 験所	課長 (人事院の承認を 得たものに限る。)	丙
	支所長 (支給割合乙の ものを除く。)	
産業工芸試 験所	支所長	乙
	部長	
資源技術試 験所	課長 (人事院の承認を 得たものに限る。)	丙
	出張所長	
資源技術試 験所	部長	乙
	所長	

運輸省	支所長	丙
	課長 (人事院の承認を 得たものに限る。)	
本省内部部 局	長官	甲
	部長	
中小企業庁	部長	甲
	課長	
運輸省	長官	甲
	部長	
本省内部部 局	課長	甲
	指導官	
運輸省	事務次官	甲
	官房長	
本省内部部 局	局長	甲
	部長	
運輸省	審理官	甲
	課長	

航海訓練所	海技専門学院	運輸技術研究所	所長	次長	部長	支所長	室長（人事院の承認を得たものに限る。）	院長	部長	事務局長	
			審理官室長	考查官	参事官	海運監査管理官	船舶技術管理官	首席船舶検査官	厚生管理官	首席海技試験官	港政管理官
丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	

航空保安事務所	航空標識所	航空大学校	海運局	海運局支局	部長	調査研究室長	事務局長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）	所長	校長	局長	部長	主任船舶検査官	主任海技試験官	支局長（人事院が定めるものに限る。）	支局長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）
					部長	調査研究室長	事務局長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）	所長	校長	局長	部長	主任船舶検査官	主任海技試験官	支局長（人事院が定めるものに限る。）	支局長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）
乙	丙	甲	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	甲	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙

気象庁

内部部局	気象研究所	高層気象台	地震観測所	地磁気観測所	気象庁研修所	気象通信所	気象測器製作所	管区気象台	部長	次長	部長	課長	気象送信室長	所長	部長	総務課長	室長（人事院の承認を得たものに限る。）	台長	所長	所長	所長	所長	台長	部長
									部長	次長	部長	課長	気象送信室長	所長	部長	総務課長	室長（人事院の承認を得たものに限る。）	台長	所長	所長	所長	所長	台長	部長
甲	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙

港湾建設局	工事事務所	機械工場	材料検査場	陸運局	都道府県陸運事務所	局長	次長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）	局長	部長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）
						局長	次長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）	次長（人事院が定めるものに限る。）	局長	部長	所長（人事院が定めるものに限る。）	所長（支給割合乙のものを除く。）
甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	乙	丙	甲	乙	丙	甲

- 2 左に掲げる官職にある職員に対する特別調整額の支給については、当分の間、なお、従前の例による。(昭和三十三年八月一日適用)
- 大蔵省 金融検査官(大蔵大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 文部省 主任視学官
 - 文部省 主任社会教育官
 - 特許庁 審判官(特許庁長官が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 特許庁 審査官(特許庁長官が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 運輸省 船舶検査官(運輸大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 運輸省 海技試験官(運輸大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 運輸省 海運監査官(運輸大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 労働省 中央労働基準監察監督官(労働大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)
 - 労働省 中央職業安定監察官(労働大臣が人事院と協議して定めるものに限る。)

人事院細則九一五一一(給与簿取扱細則)

昭和二十六年一月二十五日

人事院事務総長 佐藤 朝生

人事院細則九一五一一(給与簿取扱細則)

改正：昭二六・八・六、昭二六・二二・八、昭二八・二・七、昭二八・五・四、昭二八・二二・二、昭二九・三・九、昭二九・五・二八、昭三二・一一・八、昭三二・七・一七(注・側線を以て示す)

(総則)

第一条 規則九一五(給与簿)(以下「規則」という。)に規定する出勤簿、給与簿及び給与支給明細書の記入要領及び取扱については、別に定める場合を除きこの細則の定めるところによる。

第二条 この細則において次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の意味に用いる。

- 一 年次休暇 官庁執務時間並びに休暇に関する件(大正十一年閣令第六号)第五項の規定により承認された休暇をいう。
- 二 病気休暇 人事院通達給実甲第二八号第一五条関係一の九の(1)に定める基準に基づき所轄庁の長に承認されて給与が支払われる場合をいう。(昭和二十九年六月十六日施行)

(昭和三十三年六月一日適用)

三 特別休暇 人事院通達給実甲第二八号第一五条関係一の

人事院細則 給与簿取扱細則

一から八まで及び一〇の(1)及び一一から一五までに定める基準に基づき所轄庁の長に承認されて給与が支払われる場合をいう。(昭和二十九年六月十六日施行)(昭和三十三年六月一日適用)

四 欠勤 正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。

第三条 出勤簿は、各職員ごとに作成し、勤務時間管理員がこれを管理し記入するものとする。

第四条 出勤簿には、職員が定時までに出勤したことを証するために押印等を行い、勤務時間管理員は職員の毎日の欠勤、年次休暇、病気休暇及び特別休暇の時間並びにその他必要とする事項をこれに記入するものとする。

第五条 勤務時間管理員は、職員が転出した場合には、出勤簿に基づき、前年一二月の勤勉手当の支給日以後の欠勤及び病気休暇の日数及び時間数、その年における年次休暇及び特別休暇の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を集計し、これを文書で給与事務担当者に報告するものとする。

(勤務時間報告書)

第六条 勤務時間報告書には、その給与期間につき、次の事項をそれぞれ転記し又は記入する。

- 一 超過勤務等命令簿から、超過勤務、休日勤務及び夜間勤

務については、それぞれの勤務に伴う手当の支給割合別の合計時間数、宿直勤務及び日直勤務については、その支給額区分別の回数

二 出勤簿から欠勤時間数

三 特殊勤務実績簿から特殊勤務手当の支給に關し必要な事項

四 その他職員給与計算に關し必要な事項

第七条 勤務時間報告書に記入する事項のない職員については、その記入を省略することができる。但し、全職員について記入する事項がない場合には、その旨を記載する。

第八条 給与期間の中途において俸給、暫定手当又は特殊勤務手当の額に異動を生じた場合には、勤務時間報告書に第六条各号に掲げる各項目ごとの異動前後別の時間を区分して記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

第九条 次の場合においては、勤務時間報告書にその旨を備考として記入する。

一 当該給与期間中の勤務を要する全時間が欠勤であつた場合

二 以前の期に属する勤務時間報告書に欠勤として報告された時間が、規則一五―六(休暇)第五項の規定により、後日承認を得て有給休暇に振り替えられた場合

三 前条に掲げる取扱をした場合

八 職員の属する共済組合名及び共済組合運営規則に規定する掛金率

九 恩給法(大正十二年法律第四九号)に規定する国庫納金の納付率

2 前項の通知文書は、給与事務担当者が保管するものとする。

第十三条 給与事務担当者は、職員別給与簿の上段の各欄に次の要領で記入する。

一 「所属」、「住所」及び「氏名」の各欄 人事事務担当者からの通知に基いて記入する。

二 「任免事項」の欄 人事事務担当者からの通知に基いて記入する。年初において記入するときは、最初の欄に現在受けている等級及び号俸(俸給月額をもつて定められている場合はその額。以下同じ。)の発令年月日及びその際の発令事項を記入する。前年より引き続き休職、停職、無給休暇又は減給等の状態にある場合には、次の欄にその発令年月日及び発令事項を記入する。

「俸給表」の欄には、職員に適用される俸給表の名称の頭文字を記入する。俸給表に(一)又は(二)の区分のあるものは、その別をも併記する。

「等級号俸」の欄には、規則九―六(俸給の調整額)(以下「規則九―六」という。)の適用を受けている職員については、その規定の適用前の等級及び号俸を記入する。

四 官吏俸給令(昭和二十一年勅令第一九二号)第七条の規定により俸給を半減される事実が生じた場合

第十条 課係等の長は、勤務時間報告書の正確且つ適法であることを確認し、記名押印するものとする。

(職員別給与簿)

第十一条 職員別給与簿の様式は、別表第一のとおりとする。但し、下段の行数は、給与の年間支給回数に應じ、各庁において適宜定めることができる。(昭和三十三年六月一日適用)

第十二条 規則第七条に規定する人事の事務を担当する者(以下「人事事務担当者」という。)は、職員について次に掲げる事項に異動があつたときは、そのつど文書で給与事務担当者に通知しなければならない。

一 氏名

二 住所

三 所属部局課係

四 任免事項(発令日付、異動の内容)

五 扶養手当関係事項(職員の届出に基き、扶養手当額の異動年月日、扶養親族の数及び続柄等の類別)

六 俸給の特別調整額、暫定手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当に關する事項(支給率、支給の開始年月日等)(昭和三十三年六月一日適用)

七 特殊勤務手当について定められた事項

「調整額」の欄には、規則九―六の規定による俸給の調整額の金額を記入する。

「俸給の月額の $\frac{1}{2}$ 」の欄には、その職員に支給される俸給の月額(規則九―六の適用を受けている場合には、その規定の適用後の俸給の月額。以下同じ。)の $\frac{1}{2}$ を記入する。但し、給与法第九条第一項但書の規定に基き、月一回に俸給の月額の全額が支給される場合(以下「月一回払の場合」という。)には、同欄中「の $\frac{1}{2}$ 」を消し、同欄には俸給の月額を記入する。

休職、停職、病気休暇又は無給休暇により俸給の支給額に異動を生じたときは、異動後の額をそのつど記入する。休職等の理由により俸給の月額が奇数となつた場合は、月の一日から一五日までの期間(以下「上期」という。)に支給される金額は、月の一六日から末日までの期間(以下「下期」という。)に支給される金額より一円多くなるので、「俸給の月額の $\frac{1}{2}$ 」の欄には、これを上、下二段に分けて記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

三 「扶養手当」の欄 人事事務担当者からの通知に基いて記入する。

「変更月日」の欄には、実際に扶養手当額の変更される月日を記入する。

「人数」欄中「六〇〇円」の欄には、給与法第十一条第

人事院細則 給与簿取扱細則

五〇

三項の規定により、扶養手当の月額六〇〇円とされた扶養親族の数を記入し、「四〇〇円」の欄には、その他の扶養親族の数を記入する。

「金額」欄には、扶養手当の月額六〇〇円及び四〇〇円に、それぞれの人数を乗じた額の合計の $\frac{1}{2}$ (月一回払の場合はその全額)を記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

四 「前年から繰越した過不足税額」、「扶養控除等申告関係」及び「年末調整」の各欄 所得税法(昭和二十二年法律第二七号)に基き、所得税の計算及び年末調整に必要とする事項を、同法の定めるところにより記入する。但し、所得税法等の改正により、本欄に記入することが不適当となつた場合は、国税庁所定の年末調整票等の書式を使用することが出来る。この場合にあつては当該年末調整票等を該当欄の上に貼付しなければならない。(昭和三十三年六月一日適用)

第十四条 給与事務担当者は、職員別給与簿の下段の各欄に次の要領で記入する。

一 第一欄 給与期間の属する月及び上期の場合は「上」、下期の場合は「下」と記入し、月一回払の場合はその月のみを記入する。但し、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当及びその他臨時に支給される給与の場合は、その

但し、給与期間において勤務すべき全時間が欠勤であつたとき、又は俸給から減額すべき金額がその欠勤があつた給与期間に対する俸給の額より大であるか又はこれに等しいときは、次の式により計算された金額を記入する。

($\frac{\text{当該給与期間における俸給の支給定日において支給されるべき俸給の額}}{\text{1 週間の勤務時間} \times 52}$)
= 第4欄の金額

(昭和三十三年六月一日適用)

五 第五欄 上段の「扶養手当」の欄の金額を転記する。但し、扶養親族の異動等があつた場合には、日割計算により算出された金額を記入する。

六 第六欄 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第一五四号)附則第一六項の規定による暫定手当の額を記入する。但し、給与期間の中途において昇格・配置換等により暫定手当の額に異動を生じた場合は、日割計算により算出した額を記入し、給与が減額される場合は、次の式により計算された金額を減じて得た額を記入する。

第3欄の金額 - 俸給の月額 \times 12 \times 第2欄の時間数
1 週間の勤務時間 \times 52

(昭和三十三年六月一日適用)

七 第七欄 俸給の特別調整額の金額を記入する。

人事院細則 給与簿取扱細則

支給月日を記入する。(昭和三十一年十一月十日施行)
二 第二欄 勤務時間報告書から当該給与期間における俸給の支給定日において給与の減額を行ふべき欠勤の時間数を転記する。

第九条第二号の規定により欠勤を有給休暇に振り替えて整理した場合は、勤務時間報告書に備考として記入されているその時間数に「-」の符号を付して記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

三 第三欄 給与法第十九条の規定により計算された勤務一時間当りの給与額に、第二欄の時間数を乗じて得た金額を記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

四 第四欄 上段の「任免事項」の欄中の「俸給の月額 $\frac{1}{2}$ 」の欄の金額を転記する。但し、次に掲げる場合には、それぞれの方法により求められた金額を記入する

- (1) その給与期間について転出、転入等の理由により日割計算を行う場合には、これにより算出された金額
- (2) 減額される場合においては、次の式により計算された金額を記入する。

($\frac{\text{当該給与期間における俸給の支給定日において支給されるべき俸給の額}}{\text{俸給の月額} \times 12 \times \text{第2欄の時間数}} - \frac{\text{1 週間の勤務時間} \times 52}{\text{第4欄の金額}}$)

八 第八欄 勤務時間報告書に基き、支給すべき特殊勤務手当の金額を記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

九 第九欄 勤務時間報告書から夜間勤務の時間数を転記する。

十 第一〇欄 勤務時間報告書から超過勤務手当の支給割合が二五%となる超過勤務時間数と、適宜の記号等を付して休日勤務の時間数とを転記する。

十一 第一一欄 勤務時間報告書から超過勤務手当の支給割合が一五%となる超過勤務時間数を転記する。

十二 第一二欄 次の式により計算された金額を記入する。
 $\frac{1}{100} \times \text{第11欄の給与額} \times \left(\frac{25}{100} \times \text{第9欄の時間数} + \frac{125}{100} \times \text{第10欄の時間数} + \frac{150}{100} \times \text{第11欄の時間数} \right) = \text{第12欄の金額}$

十三 第一三欄 宿日直手当の金額を勤務時間報告書に記入された回数に基き計算して記入する。

十四 第一四欄 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の各金額並びにその他法令の規定により職員に支給されるその他の給与の金額を、それぞれの法令に定められた方法により算出して記入し、その名称を第二六欄に記入する。但し、本号に掲げる給与が同時に二種以上支給される場合には、本条第五号から第八号まで及び本号

本文の規定にかかわらず、一以外の給与を適宜の記号等により区別して第五欄から第八欄中の適宜の欄に統一して記入し、その旨を第二六欄に記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

十五 第一五欄 第四欄から第八欄まで及び第一二欄から第一四欄までの金額の合計を記入する。

十六 第一六欄 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六九号)に基く共済組合運営規則の規定により算出された共済組合短期掛金の金額を記入する。

十七 第一七欄 国家公務員共済組合法に基く共済組合運営規則の規定により算出された共済組合長期掛金の金額を記入する。

十八 第一八欄 恩給法(大正十二年法律第四八号)の規定により算出された国庫納金の金額を記入する。

十九 第一九欄 第一五欄の金額から第一三欄、第一六欄、第一七欄及び第一八欄の金額を差し引いた残りの金額を記入する。(昭和二十九年三月十一日施行)

二十 第二〇欄 所得税法に基いて計算された所得税額を記入する。

所得税の年末調整の計算を行つた結果税額に過不足を生じ、年末又は翌年においてこれを徴収し、又は充当する場合には、各給与期間の徴収すべき税額の上部に「+」又は

「-」の符号を付してその額を記入し、その旨を第二六欄に記入する。

二十一 第二一欄 国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一一七号)に規定する有料宿舍の使用料を記入する。

二十二 第二二欄 地方税法(昭和二十五年法律第二六六号)に規定する道府県民税及び市町村民税の源泉徴収の金額を記入する。(昭和二十九年五月十三日適用)

二十三 第二三欄 共済組合に対して支払うべき掛金以外の金額、又は法律若しくはその委任に基く政令又は規則によつて特に認められて給与から差し引く金額を記入し、その旨を第二六欄に記入する。

二十四 第二四欄 第一九欄を除き第一六欄から第二三欄までの金額の合計を記入する。

二十五 第二五欄 第一五欄の金額から第二四欄の金額を減じた額を記入する。

二十六 第二六欄 本条中別に定めるほか、特につけ加える必要がある事項を記入する。

二十七 次の場合においては、次の要領により記入する。

(1) 給与期間の途中で、俸給、扶養手当、俸給の特別調整額又は暫定手当の額に異動があつた場合(病氣休暇等による俸給半減、有給休暇による俸給、扶養手当及び暫定

手当の額の異動等を含む。)で、当該給与期間以外の給与期間の俸給支給の際に精算するときは、第四欄、第五欄、第六欄及び第七欄に異動後の額を記入し、その差額は「+」又は「-」の符号を付してそれぞれの欄中の上部に記入し、その事由を第二六欄に記入する。この場合においては、第二欄及び第九欄から第一一欄までの時間数については、異動前のものと異動後のものとに分けて、異動前のものは異動後のものの上に記入し、その他の各欄は異動前のものと異動後のものとの合計額を記入する。

(2) 給与期間の途中で、転出、離職、死亡、無給休暇、停職若しくは無給休暇又は非常時払の請求があつた場合は、第二欄及び第九欄から第一一欄までの時間並びに支給又は追徴すべき金額を各項目別に計算して記入し、その事由を第二六欄に記入する。その際、精算を要するものについては、勤務時間管理員に対してその職員に関する発令又は請求の日までの勤務時間報告書の提出を求めなければならない。

(3) 俸給、扶養手当等の過払の額の返納告知書等による精算を行つた場合は、精算のあつた月日を第一欄に、その金額をそれぞれの欄に、その事由を第二六欄に、その他必要がある場合には第二欄、第九欄、第一〇欄及び第一一欄の時間数を各項目別に計算し「(一)」等の符号を付

して記入する。

(4) 減給の場合は、人事院通達(昭和三十三年六月一日附職職一三九三)により算出した額に「-」の符号を付して第四欄の上部に記入し、その旨を第二六欄に記入する。但し、減額すべき額が第四欄の金額より大であるときは、第四欄の金額と等しい額を記入し、残額を「加給額」の各欄に記載されている金額から順次減じて、その額に「-」の符号を付して各欄に記入する。

(5) 無給休暇、停職又は無給休暇が給与期間の全日数にわたる場合は、その旨を第二六欄に記入し、第二欄から第二五欄まで斜線を引く。

(6) 法第九十二条の規定による場合等において、追給又は追徴を要するときは、その金額並びに必要な場合には第二欄及び第九欄から第一一欄までの時間を各項目別に計算して記入し、その事由を第二六欄に記入する。

(昭和三十三年六月一日適用)

二十八 第三号から第二十七号までにおいて金額を計算するに当り端数を生じた場合は、支給又は控除の金額が月額で定められている金額についてはその月分の端数について、その他の金額については記入のつど国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六一号)の規定により、共済組合掛金については各共済組合運営規則の規定により、それぞれ

れの端数を処理して記入する。

二十九 給与事務担当者は、一年を経過したときはすみやかに「合計」の欄に各項目別の合計を記入し、「給与期間」の欄に余白を生じたときは、その余白に斜線を引く。

第十五条 給与事務担当者は、職員が転出した場合には、職員別給与簿の写及び第五条に定める勤務時間管理員からの報告の文書を転出先の給与事務担当者に送付しなければならない。この場合においては、職員別給与簿の写は余白部分をそのままにし、第二六欄に「月 日転出」と記入するものとする。

(基準給与簿)

第十六条 基準給与簿の様式は、別紙第二のとおりとする。但し、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当又は薪炭手当の支給並びに俸給支給日以外の日における超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当及びその他別に指定する給与の支給に際しては、別表第三をもつて代えることができる。(昭和三十三年六月一日適用)

第十七条 給与事務担当者は、基準給与簿の頭書の各欄に次の要領により記入する。

- 一 「昭和 年」の欄 給与期間の属する暦年を記入する。
- 二 「給与期間」の欄 職員別給与簿の第一欄に対応する給与期間の最初の月日と最後の月日とを記入する。但し、第十四条第一号但書の場合は、職員別給与簿の第一欄と同じ

の支払を受けるときに押印するものとする。但し、遠隔の地に勤務する等の理由により、押印することが困難な場合は、給与期間、現金支給額及び受領月日が記載された受領証をもつてこれに代えることができる。この場合には、給与事務担当者は、当該基準給与簿に受領証を添付して保管しなければならない。(昭和三十三年六月一日適用)

第二十条 給与事務担当者は、基準給与簿(別表第三)の「支給額」及び「控除額」の各欄に、職員別給与簿からそれぞれ名称及び金額を転記するものとする。その他の欄については、前二条の例によるものとする。(昭和三十三年六月一日適用)

第二十一条 給与事務担当者は、基準給与簿の各葉の「合計」の欄には、給与期間における各項目別の合計額を記入し、基準給与簿が二葉以上にわたる場合の最後の葉には、最初の葉からの各項目別の総計額を記入する。但し、第一二欄及び第二〇欄の「合計」の欄には、第二三欄を参照して種類ごとに記入し、「合計の欄」の第二三欄にそれぞれの名称を記入する。

第二十二条 最後の葉の欄外には、規則第十条の規定により給与の事務を担当する課係等の長が基準給与簿に記載された給与の記録計算が正確であり、且つ、適法であることを証明し、記名押印するものとする。

(給与支給明細書)

第二十三条 給与支給明細書には、次の各欄を設け、基準給与

月日を記入する。

三 「部局」の欄 基準給与簿を作成する部局等の名称を記入する。

第十八条 給与事務担当者は、基準給与簿(別表第二)の第三欄以外の各欄に次の要領により記入する。(昭和三十三年六月一日適用)

- 一 第一欄 課係等の別に一連番号を記入する。この場合の課係等の別は、勤務時間報告書を作成する課係等の別に一致させるものとする。
- 二 第二欄 職員別給与簿から職員の氏名を転記する。但し、職員の所属する課係等の名称を最初に記入する職員の氏名の上欄に記載し、又、最後に記入する職員の氏名の下欄には「小計」と記入し、以下次の課係等の名称、職員の氏名、「小計」の順に続けて記入する。
- 三 第四欄 各職員について、職員別給与簿に記載されている等級及び号俸を転記する。(昭和三十三年六月一日適用)
- 四 第五欄から第二三欄まで 各職員について、職員別給与簿に記載されている第四欄から第二六欄までの中の同一名称欄の金額及び備考を転記する。なお、第二号の規定により設けられた「小計」の欄には、各課係ごとに第五欄から第二二欄までのおのおのにつき、その小計を記入する。

第十九条 基準給与簿(別表第二)の第三欄には、職員が給与

簿に基いて各欄に記入のうえ職員に交付するものとする。

- 一 給与期間の欄
- 二 職員の氏名及び等級号俸の欄(昭和三十三年六月一日適用)
- 三 俸給支給額、扶養手当、暫定手当、俸給の特別調整額、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当及びその他の給与の名称及び金額を記入する欄(昭和三十三年六月一日適用)
- 四 共済組合短期掛金及び長期掛金、国庫納金、所得税、宿舍費、市町村民税及びその他の控除額の名称と金額を記入する欄

(非常勤職員の特例)

第二十四条 給与法第二十二條第一項の規定に該当する非常勤職員の出勤簿及び給与簿の記入については、次に掲げる取扱をすることができる。

- 一 出勤簿関係 勤務時間管理員は、職員の出欠を調査し、その記録を作成する。
- 二 勤務時間報告書関係 勤務した日数を出勤簿から転記する。

三 職員別給与簿関係

(1) 「任免事項」の欄中「俸給の月額」の欄を「一日当りの手当額」と読み替えて使用する。(昭和三十三年六月一日適用)

別表第2 基準給与簿

人事院様式 208 (昭和 32. 6. 1 改正)

番号	氏名	受領印	等級号俸	俸給 支給額	加給額							給与 支給 総額	控除額						現金 支給額	No.				
					扶養 手当	暫定 手当	特別 調整 額	特殊 勤務 手当	超過 勤務 手当	宿直 手当	その他		共済組合 短期 掛金	国庫 長期 納金	所得 税	宿舎 費	住民 税	その他			計			
																						(6)	(7)	(8)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)		
合計																								

B4 (364 × 257)

別表第3

基準給与簿 (略式)

人事院様式 208B (昭和 29. 1 適用)

番号	氏名	受領印	給与期間		部局	No.	備考
			昭和年	月日			
			支給額	控除額		現金 支給額	
合計							

B5 (257 × 182)

(27) 電気事業主任技術者資格検定期則による第三種資格検定

○円、中学卒については五、八〇〇円とする。(昭和三十一年四月一日適用)

別表第二十九に次の備考を加える。

備考一 菊池医療刑務支所の職員については、初任給欄に掲げる額を二、八〇〇円とする。(昭和三十一年四月一日適用)

二 国立らい療養所の職員については、初任給欄に掲げる額を一一、八〇〇円とする。(昭和三十一年四月一日適用)

別表第三十一の備考を次のように改める。

備考一 学歴免許欄に掲げる「看護婦養成所卒」は、医療職俸給表(三)等級別資格基準表の備考第二項に定めるところによる。(昭和三十一年四月一日適用)

二 国立らい療養所の職員については、初任給欄に掲げる額を看護婦養成所卒については九、五〇〇円、准看護婦養成所卒については七、三〇〇円とする。(昭和三十一年四月一日適用)

人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)に基き、人事院細則九一八二(初任給、昇格、昇給等の実施細則)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年十月二十二日

人事院事務総長 佐藤 朝生

別表第一一の備考第二項中「試験欄に掲げる」を「試験欄の正規の試験区分に掲げる」に改め、同項の末尾に「(昭和三十一年四月一日適用)」を加える。

別表第一五、三、三の(七)の次に次の(八)を加える。

(八) 旧盲学校又は旧ろうあ学校の中等部五年制の卒業者
別表第一五、三、四の(三)の次に次の(四)及び(五)を加える。

(四) 旧盲学校又は旧ろうあ学校の中等部四年制の卒業者

(五) 旧満洲開拓義勇隊訓練所の卒業者

別表第一七の備考第五項第二号を次のように改める。

二 旧師範学校、旧青年学校教員養成所又は実業学校教員養成所の卒業者(昭和三十一年四月一日適用)

人事院指令九一五三

国税庁長官 渡辺喜久造

税務職俸給表の適用について

1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第三条第四号の規定に基き、次の各号に掲げる職員を指定する。

- 一 国税庁協議団に勤務する職員で協議官以外のもの
- 二 税務講習所(支所を除く)に勤務する職員で教頭、主事及び教育官以外のもの
- 三 税務講習所普通科の研修生
- 四 国の他の機関におけると同様の書記的事務に従事する職員

2 この指令は、昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五四

国家公安委員会委員長 正力松太郎

公安職俸給表(一)の適用について

1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第四条第一号(6)の規定に基き、次の各号に掲げる職員を指定する。

- 一 警察庁の監察官
- 二 警察大学の教頭
- 三 管区警察学校長

人事院指令

税務職俸給表の適用について

公安職俸給表(一)の適用について

五九

四 警視庁の警視総監及び部長

五 道府県警察本部長

六 北海道警察本部長及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十八条第二項に規定する指定府県の警察本部長

七 北海道警察本部長の方面本部長

八 北海道警察学校長

2 この指令は、昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五五

法務大臣 唐沢 俊樹

公安職俸給表(一)の適用について

1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第四条第三号(4)の規定に基き、東京拘置所長、府中刑務所長及び大阪刑務所長を指定する。

2 この指令は、昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五六

文部大臣 松永 東

人事院指令 研究職俸給表の適用について

教育職俸給表(一)の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第八条第一項第一号の規定に基づき、次の各号に掲げる職員を指定する。
 - 一 国立大学の附置研究施設に勤務する者で、教授又は助教の職務を助け、助手と同等以上の職務を行うもの
 - 二 国立大学の学部、附置研究施設又は学部附属して設置される教育施設若しくは研究施設に勤務し、教授研究の補助を行う者で、学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務に従事するもの
- 2 この指令は、昭和三十二年四月一日から適用する。
昭和三十二年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五七

宮内庁長官 宇佐美 毅

研究職俸給表の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第十一条の規定に基づき、次の各号に掲げる機関及び部を指定する。
 - 一 宮内庁書陵部
 - 二 正倉院事務所
- 2 この指令は、昭和三十二年四月一日から適用する。
昭和三十二年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五八

文部大臣 松永 東

研究職俸給表の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第十一条の規定に基づき、次の各号に掲げる機関及び部課等を指定する。
 - 一 文部省大学学術局学術課の史料館及び自然教育園
 - 二 国立科学博物館
 - 三 国立近代美術館
 - 四 緯度観測所
 - 五 文化財保護委員会事務局
 - 六 国立博物館
- 2 この指令は、昭和三十二年四月一日から適用する。
昭和三十二年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一五九

農林大臣 赤城 宗徳

研究職俸給表の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第十一条の規定に基づき、次の各号に掲げる部課を指定する。
 - 一 統計調査事務所作況調査課

医療職俸給表(二)の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第十三条第三号の規定に基づき、病理細菌技術職員及び物理療法技術職員を指定する。
- 2 この指令は、昭和三十二年四月一日から適用する。
昭和三十二年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

各省各庁の長

政府職員の特殊勤務手当の支給について

(改正—人事院指令九一八七昭三二・一〇〇一(注・側線をもって示す。))

- 1 政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号。以下「政令」という。)に規定する特殊勤務手当(政令第十三章に規定する隔遠地所在官署に勤務する職員の特種勤務手当及び政令第九十九条第二項の規定による特種勤務手当を除く。)の支給については、政令に定めるものの外、この指令の定めるところによる。

(政令第三章関係)

- 2 郵政職員が寮務主事に任命されなくても、命ぜられてこれと同一内容の職務を行ったときは、教務手当を支給することができる。

人事院指令九一六〇
気象庁長官 和達 清夫

研究職俸給表の適用について

- 1 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第十一条の規定に基づき、次の各号に掲げる機関及び部課等を指定する。
 - 一 高層気象台第二観測課
 - 二 地震観測所
 - 三 地磁気観測所
 - 四 気象測器製作所経線儀室
- 2 この指令は、昭和三十二年四月一日から適用する。
昭和三十二年七月二十五日 人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一六一

各省各庁の長

人事院指令

研究職俸給表の適用について 医療職俸給表(二)の適用について

- 3 閉講中にあつても、郵政大臣の命により、現に政令第四十八条第二号に定める勤務に従事したときは、教務手当を支給することができる。
- 4 教務手当の額は、次の各号に掲げる額とする。但し、職員が政令第四十八条第二号に定める勤務に従事すべき時間において本務に従事したときは、三円にその本務に従事した時間数を乗じて得た額（十八円をこえるときは十八円）を十八円から控除して得た額とする。
 - 一 政令第四十八条一号の場合は、授業一時間につき六十円
 - 二 政令第四十八条第二号の場合は、勤務一日につき十八円
- 5 駐留軍派遣要員手当は、航空職員が派遣されて駐留軍用の電信及び電話の現業務並びに電気通信施設の建設及び保守の作業に従事したときに、支給する。
- 6 駐留軍派遣要員手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。
 - 一 駐留軍の司令部又は陸海空軍部隊へ派遣されたとき六十円
 - 二 前号以外の駐留軍の施設に派遣されたとき三十六円
- 7 運輸大臣が必要があると認めるときは、前項に定める手当の額を十二円の範囲内で増額又は減額することができる。
- 8 第六項各号に該当する陸海空軍部隊及び駐留軍の施設は、
 - 12 前項第二号の作業は、農業技術の専門的職員の配置がない場合においては二ヘクタール以上、その配置がある場合においては十ヘクタール以上の耕地において従事する場合に限るものとする。
 - 13 政令第八十四条第二項の人事院の定める技術の程度は、第十一項第一号から第四号までに定める作業については、それ
- 9 運輸大臣が指定する。
 - 10 運輸大臣が第八項の規定によりその権限に属させられた事項を行つたときは、そのつど人事院に報告しなければならぬ。
- 10 運輸大臣が第八項の規定によりその権限に属させられた事項を行つたときは、そのつど人事院に報告しなければならぬ。
- 11 政令第八十四条第一項の作業は、次の各号に掲げる作業とする。
 - 一 指紋の採取及び分類の作業
 - 二 在監者の農耕作業の指導及び監督の作業
 - 三 在監者の工作作業の指導及び監督の作業
 - 四 在監者の保健及び看護の作業
 - 五 死刑を執行する作業

14 前項の技術の級は、次の表に掲げるそれぞれの技術の級に対応する受験資格欄の資格を有する副看守長、看守部長又は看守長について、それぞれの技術の級に対応する試験科目欄の

試験科目による技術の試験の結果に基づき、一年を限り、法務大臣が認定するものとする。但し、法務大臣は、特に必要と認めるときは、人事院の承認を得て、認定の有効期間について特例を設けることができる。

(表中の側線は略)

第十一項の作業	技術の級			試験科目	受験資格
	一級	二級	三級		
第一号の作業	一級 鑑別分類が比較的簡易な所定数の指紋原紙を所定時間内に分類すること	二級 鑑別分類がやや困難な所定数の指紋原紙を所定時間内に分類すること	三級 鑑別分類が困難な所定数の指紋原紙を所定時間内に分類すること	一 第十一項第一号の作業（以下「指紋作業」という。）に關し法務大臣の定める講習を終了した者 二 六カ月以上指紋作業に従事した者	一 短期大学以上の学校で農業に關する技術を専攻した者 二 農業高等学校で農業に關する技術を習得し、且つ、六カ月以上第十一項第二号の作業（以下「農耕作業」という。）に従事した者 三 五年以上農業に關する経験を有し、且つ、六カ月以上農耕作業に従事した者
第二号の作業	一級 一般土壤、肥料、農耕法、育種、園芸、農業経営及び労務管理の概要				

第三号の作業		第二号の作業	
三級	二級	三級	二級
工業組織、材料管理、適正配置、技能者養成法、技能測定法、作業事務規程、労働基準法に定める安全及び衛生管理並びに工程分析法の概要	工業組織、材料管理、適正配置、技能者養成法、技能測定法、作業事務規程、労働基準法に定める安全及び衛生管理並びに工程分析法の概要	一般土壌、肥料、農耕法、育種、園芸、農業経営、労務管理、農業気象、牧畜及び農畜産加工の概要	一般土壌、肥料、農耕法、育種、園芸、農業経営、労務管理及び農業気象の概要
<ul style="list-style-type: none"> 一 短期大学以上の学校で工業に関する技術を専攻し、且つ、一年以上工作作業に従事した者 二 工業高等学校で工業に関する技術を習得するか若しくは工業に關し相当の経験を有し、且つ、六カ月以上第十一項第三号の作業（以下「工作作業」という。）に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 短期大学以上の学校で工業に関する技術を専攻し、且つ、一年以上工作作業に従事した者 二 工業高等学校で工業に関する技術を習得するか若しくは工業に關し相当の経験を有し、且つ、一年六カ月以上工作作業に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 短期大学以上の学校で農業に関する技術を専攻し、且つ、一年以上農耕作業に従事した者 二 農業高等学校で農業に関する技術を習得するか若しくは五年以上農業に關する経験を有し、且つ、一年六カ月以上農耕作業に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 短期大学以上の学校で農業に関する技術を専攻し、且つ、一年以上農耕作業に従事した者 二 農業高等学校で農業に関する技術を習得するか若しくは五年以上農業に關する経験を有し、且つ、一年六カ月以上農耕作業に従事した者

第四号の作業			法、労務管理並びに工場診断の概要	作業に従事した者
三級	二級	一級		
一般看護法、救急処置法、急性伝染病、結核及び疥癬の予防治療法、薬理及び調剤方法並びに職業病の予防治療法の概要	一般看護法、救急処置法、急性伝染病、結核及び疥癬の予防治療法、薬理及び調剤方法並びに職業病の予防治療法の概要	一般看護法、救急処置法、急性伝染病、結核及び疥癬の予防治療法、薬理及び調剤方法並びに職業病の予防治療法の概要		<ul style="list-style-type: none"> 一 一年以上医薬又は保健衛生の作業に従事した経験を有する者 二 六カ月以上第十一項第四号の作業（以下「医務作業」という。）の見習いに従事した者
<ul style="list-style-type: none"> 一 一年以上医薬又は保健衛生の作業に従事した経験を有するか若しくは六カ月以上医務作業見習いに従事し、且つ、三年六カ月以上医務作業に従事した者 二 衛生管理者の免許を有する者 三 薬剤師の免許を有する者 四 レントゲンの技術を有し、且つ、三年以上その経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一年以上医薬又は保健衛生の作業に従事した経験を有し、且つ、一年以上医務作業に従事した者 二 六カ月以上医務作業見習いに従事し、且つ、一年六カ月以上医務作業に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一年以上医薬又は保健衛生の作業に従事した経験を有するか若しくは六カ月以上医務作業見習いに従事し、且つ、三年六カ月以上医務作業に従事した者 二 衛生管理者の免許を有する者 三 薬剤師の免許を有する者 四 レントゲンの技術を有し、且つ、三年以上その経験を有する者 		

15 第十一項第五号に定める作業の技術の程度は、副看守長、

看守部長又は看守で一年以上戒護の実務に従事したものについて、実務の成績に基き、法務大臣が認定するものとする。

16 第十四項の技術の試験は、法務大臣が毎年一回その定める期日に行ふ。

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

17 政令第八十五条に定める手当の額は、第十一項各号の作業

に従事した日一日につき、次の表に定める額とする。但し、同項第五号の作業については、その作業一回につき五人を限り、且つ、その作業期間は三十日をこえないものとする。

(表中の側線は略)

技術の級		一級	二級	三級
第十	一項の作業	六円	十二円	十八円
	第二号の作業	九円	十七円	二十六円
	第三号の作業	十一円	二十二円	三十円
	第四号の作業	十円	二十円	二十九円
	第五号の作業	三十六円		

18 前項の規定にかかわらず、第十一項第四号の作業について技術の級三級の者のうち、次の各号の一に該当する者で二年以上その作業に従事したものに對しては、作業に従事した日一日につき六円を、前項の規定による手当の額に加算することができる。

- 一 衛生管理者の免許を有する者
- 二 薬剤師の免許を有する者
- 三 レントゲンの技術を有し、且つ、三年以上その経験を有する者

19 (政令第九章関係)
政令第八十六条第一項の作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- 一 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑

23 日に行う。

24 政令第八十七条に定める手当の額は、第十九項各号の作業に従事した日一日につき、第二十項に定める技術の級の区分に応じて、次の表に定める額とする。

(表中の側線は略)

技術の級		一級	二級	三級
第十	九項の作業	十八円	二十四円	三十六円
	第一号から第八号までの各作業	十八円	二十四円	三十六円
	第九号の作業	三十円	三十六円	

25 政令第九章に規定する特殊勤務手当については、一日の作業時間が四時間に満たないときは、この指令の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

26 前二項の規定による手当の一日における支給総額は、第十九項第一号から第八号までの作業の手当については、同一人につき四十七円をこえてはならない。

(政令第十章関係)

27 政令第八十八条にいう「講習所附属寄宿舎の管理」とは当該寄宿舎の管理並びに寄宿舎居住生徒の指導及び監督をい

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

者逮捕作業

- 二 指紋を利用する犯罪鑑識作業
- 三 手口を利用する犯罪鑑識作業
- 四 写真を利用する犯罪鑑識作業
- 五 理化学の知識を利用する犯罪鑑識作業
- 六 法医学の知識を利用する犯罪鑑識作業
- 七 銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業
- 八 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業
- 九 超短波中継作業

20 政令第八十六条第二項の人事院の定める技術の程度は、前項第一号から第八号までに定める作業についてはそれぞれ一級、二級及び三級の、同項第九号に定める作業については一級及び二級の技術の級に区分する。

21 前項の技術の級は、第十九項第一号から第八号までに定める作業にあつては、警部補、巡査部長、巡査及び警察官以外の職員のうちから、同項第九号に定める作業にあつては、直接その作業に従事すべき官職にある者のうちから、それぞれの技術の級について行方技術の試験の結果に基き、一年を限り、警察庁長官が認定するものとする。但し、警察庁長官は、特に必要と認めるときは、人事院の承認を得て、認定の有効期間について特例を設けることができる。

22 前項の技術の試験は、警察庁長官が毎年一回その定める期

5。

28 閉講中にあつても、国税庁長官の命により、現に政令第八十八条に定める勤務に従事したときは、税務講習所職員の特

29 政令第八十九条に定める手当の額は、勤務一日につき十八円とする。但し、職員が政令第八十八条に定める勤務に従事すべき時間において本務に従事したときは、三円にその本務に従事した時間数を乗じて得た額(十八円をこえるときは十八円)を十八円から控除して得た額とする。

(政令第十一章関係)

30 政令第九十一条の人事院の指定する危険海面は、当分の間、海上保安庁長官が危険海面として指定する海面とする。海上保安庁長官が危険海面を指定したときは、そのつど人事院に報告しなければならない。

31 爆発物処理作業手当の支給に際して、当該給与期間内における作業時間数の合計に一時間に満たない端数があるときは、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てる。

32 政令第九十一条の三第二号の業務は、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十六条の二から第三十八条までの規定による調査又は検定業務、航空法(昭和二十七年法律第二十三号)第四十二条の規定による航空保安無線施設の

人事院指令 政府職員の特種勤務手当の支給について

定格通達距離の測定業務及び航空保安無線施設又は航空無線施設の調査又は実験業務を含むものとする。

33

政令第九十一条の三第五号の「航空機にとり乗して行うべきその他の業務」は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 航空法第三十七条の規定による航空路の指定に関する調査
- 二 航空法第九十六条の規定による航空交通管制業務の監査
- 三 航空法第三百三十二条の規定による事故原因の調査
- 四 搜索救難

- 五 試作又は改造の航空機用機(器)材の実験
 - 六 気象、地象及び水象の観測及び調査
 - 七 水路測量
 - 八 航路標識の巡察
 - 九 核原料資源調査
- 34 政令第九十一条の四第一項本文に定める手当の額及び同条同項但書に定める当該職員の一の月の航空手当の総額は、職員の仕事の等級及び資格に応じてそれぞれ第一表及び第二表に定める額とする。

第一表 (表中の側線は略)

職務の等級	資格	航空法第二十三条及び第二十四条の規定による操縦士・航空士・航空機関士の技能証明書を有する者	上記以外の者
行政職俸給表(一)六等級以上の者 公安職俸給表(二)五等級以上の者 研究職俸給表五等級以上の者	とう乗一時間につき五百円	とう乗一時間につき五百円	とう乗一時間につき四百円
行政職俸給表(一)七等級以下の者 公安職俸給表(二)六等級以下の者 研究職俸給表六等級以下の者	とう乗一時間につき四百円	とう乗一時間につき四百円	とう乗一時間につき三百円

第二表 (表中の側線は略)

職務の等級	資格	航空法第二十三条及び第二十四条の規定による定期運送用操縦士の技能証明書を有する者	航空法第二十三条及び第二十四条の規定による上級事業用操縦士、事業用操縦士又は家用操縦士の技能証明書を有する者	上記以外の者
行政職俸給表(一)四等級以上の者 公安職俸給表(二)三等級以上の者 研究職俸給表四等級以上の者	一万一千円	一万円	八千円	八千円
行政職俸給表(一)五等級及び六等級の者 公安職俸給表(二)四等級及び五等級の者 研究職俸給表五等級の者	九千円	八千円	七千円	七千円
行政職俸給表(一)七等級以下の者 公安職俸給表(二)六等級以下の者 研究職俸給表六等級以下の者	六千円	六千円	六千円	六千円

35

政令第九十一条の四第二項の「人事院が別に定める特に危険な航空勤務」は、次の各号に掲げる勤務とする。

- 一 新造の航空機の検査に関する業務
- 二 気密装置を有しない航空機によつて高度五千メートル以上の上空を三十分以上飛行する勤務
- 三 百キロメートル以上にわたる海上搜索勤務
- 四 所管大臣が人事院と協議して定める特別の危険空域を飛行する勤務

36 航空手当の給与期間は、月の一日から末日までとし、一給与期間の航空手当は、次の給与期間の最初の俸給の支給日に支給する。

37 航空手当の支給に際して、当該給与期間内におけるとう乗時間数の合計に一分に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

人事院指令 政府職員の特種勤務手当の支給について

- 38 政令第九十一条の五第一号の作業は、胴綱を使用して地上十メートル以上の電柱上で行う作業をいう。
- 39 政令第九十一条の五第二号の作業は、空中線柱の地上十メートル以上の箇所で行う作業をいう。
- 40 政令第九十一条の五第三号の作業は、五百ボルト以上の電圧加圧中の送信機高圧回路の調整及び修理作業をいう。
- 41 政令第九十一条の五第四号の作業は、地上十メートル以上の航空障害燈の建設及び修理作業をいう。
- 42 危険作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。
- 一 政令第九十一条の五第一号の作業 二十四円
 - 二 政令第九十一条の五第二号の作業 三十六円（但し、高さ三十メートル未満のときは二十四円）
 - 三 政令第九十一条の五第三号の作業 二十四円
 - 四 政令第九十一条の五第四号の作業 三十六円（但し、高さ三十メートル未満のときは二十四円）
- 43 職員が同じ日に政令第九十一条の五各号の作業の二以上に従事したときの危険作業手当の額は、その従事した作業のうち最高の額の手当を支給される作業の手当の額とする。
- 44 危険作業手当については、一日の作業時間が四時間に満たないときは、この指令の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

- 45 政令第九十一条の七の人事院の定める施設は、宮内庁病院、国立大学医学部附属病院、国立大学附置研究所附属病院、国立病院及び国立療養所並びにこれらの分院とする。
- 46 政令第九十一条の七の「診療エックス線技師」とは、診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に定める免許を受けた者、同法附則第九項の規定による免許を受けた者及びこれらの者に準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手をいう。
- （政令第十二章関係）
- 47 政令第九十三条の五のトンネルは、地質、わき水の量等の作業条件を考慮して、第一種トンネル及び第二種トンネルに区分し、それぞれ次のように指定する。
- 第一種トンネル 関門国道トンネル
 - 第二種トンネル 第一種トンネル以外のトンネル
- 48 トンネル掘り作業手当の額は、前項のトンネルの区分に応じ、作業一日につき、次のとおりとする。
- 第一種トンネル 三十六円
 - 第二種トンネル 三十円
- 49 トンネル内作業手当の支給に際して、当該給与期間内における実作業時間の合計に、一時間に満たない端数があるときは、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てる。

- 50 圧搾空気内作業手当又は潜水作業手当の支給に際して、当該給与期間内における各区分ごとの実作業時間の合計に、十分に満たない端数があるときは十分に切り上げる。
- 51 トンネル掘り作業手当及び深所作業手当については、一日の実作業時間が四時間に満たないときは、政令及びこの指令の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。
- 52 政令第九十三条の十六の人事院の定める作業場は、勤務環境の劣悪の程度に応じて第一種、第二種及び第三種に区分し、農林大臣又は建設大臣の申請に基づき人事院が定めるものとする。
- 53 特殊現場作業手当の額は、前項の作業場において当該作業場の作業に従事した日一日につき、職員の職務の等級及び前項の作業場の区分に応じて第一表に定める額とする。但し、政令第九十四条に定める手当が支給される場合は、第一表に定める額から第二表に定める額（第一表に定める額をこえるときは第一表に定める額）を控除して得た額とする。

第二表（表中の側線は略）

行政職俸給表（一）五等級及び六等級の者	二百二十円	九十円	六十円
行政職俸給表（二）一等級の者	八十円	六十円	四十円
行政職俸給表（三）七等級の者	八十円	六十円	四十円
行政職俸給表（四）二等級及び三等級の者	五十円	四十円	三十円
行政職俸給表（五）八等級の者	五十円	四十円	三十円
行政職俸給表（六）四等級以下の者	五十円	四十円	三十円

第一表（表中の側線は略）

職務の等級	作業場区分	第一種	第二種	第三種
行政職俸給表（一）四等級以上の者		百六十円	百二十円	八十円

第二表（表中の側線は略）

政令第九十四条に定める手当の級別区分	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地
政令第九十四条に定める手当が支給される場合、一日につき減ずる額	俸給の月額に百分の二を乗じ、二で除して得た額	俸給の月額に百分の四を乗じ、二で除して得た額	俸給の月額に百分の六を乗じ、二で除して得た額	俸給の月額に百分の八を乗じ、二で除して得た額	俸給の月額に百分の十を乗じ、二で除して得た額

54 政令第九十三条の十九の人事院の定める船舶は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）に定める甲区域又は乙区域内において従業する漁船のうち総トン数五十トン以上の船舶並びにこれらに準ずる船舶で各省各庁の長の申請に基づき人事院が定めるものとする。

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

55 政令第九十三条の十九の人事院の定める職員は、前項に定める船舶に乗組む操機長、操機次長、機関倉庫手、操機手及び機関員のうち職員の職務の等級が公安職俸給表(二)の七等級若しくは八等級の者又は海事職俸給表(二)の三等級若しくは四等級の者とする。

(政令第十四章関係)

56 政令第九十七条の人事院の定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- 一 次に掲げる船舶又は航空機(以下「船舶等」という。)について、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)に基き検疫済証又は仮検疫済証を交付するまでの間に行う作業
- イ 検疫法第二条に規定する検疫伝染病(以下「検疫伝染病」という。)が流行している地域を発航し、若しくはその地域に寄航した船舶等又は航行中にそれらの船舶等(検疫済証又は仮検疫済証を受けているものを除く)から人を取り移らせ、若しくは物を運び込んだ船舶等で、当該地域を出発し、又は人を取り移らせ、若しくは物を運び込んだ時から世界保健機関憲章(昭和二十六年条約第一号)に基き国際衛生規則(世界保健機関規則第二号)に定める汚染地区が解除されるに要する期間に相当する期間が経過するまでの間に来航したもの(当該期間が経過している場合で検疫所長が仮検疫済証の交付を要する

と認定したものを含む。

- ロ 来航した船舶等で航行中に検疫伝染病の患者若しくは死者があつたもの又は航行中に検疫伝染病の患者若しくは死者があつた船舶等から人を取り移らせ、若しくは物を運び込んだもの
 - ハ 来航した船舶等で検疫伝染病の患者若しくはその死体又はベスト菌を保有し、若しくは保有している虞のあるねずみ族が発見されたもの
 - 二 検疫法第二十四条又は第二十七条第二項の規定による診察、消毒等の作業
 - 三 青酸ガス又は二酸化硫黄ガスを使用して行うねずみ族の駆除の作業
- 57 政令第九十七条の三の人事院の定める職員は、次に掲げる職員のうち一日の勤務時間の大部分にわたつて同条の作業に従事する職員とする。
- 一 政令第九十七条の三第一号にあつては、同号にいう伝染病に罹患した患者若しくは罹患の虞のある患者を収容する伝染病とう又は伝染病室に勤務する職員のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十條の規定により俸給の調整を受ける職員以外の職員
 - 二 政令第九十七条の三第二号にあつては、農林省家畜衛生試験場に勤務する職員

58 政令第九十七条の三第二号の人事院の定める伝染性疾患は、流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そとする。

59 伝染病作業手当の額は、作業に従事した日一日につき三十円とする。但し、第十八項の規定の適用を受けるべき職員にあつては、作業に従事した日一日につき三十五円とする。

60 政令第九十七条の五の人事院の定める特殊勤務手当は、第十一項第四号の作業に係る矯正職員の特殊勤務手当とする。

(政令第十五章関係)

61 政令第九十七条の六第一項の人事院の定める職員は、警察庁、法務省、検察庁、食糧庁、水産庁又は気象庁に所属する職員及び政令第四十一条にいう郵政及び航空職員でその職務の等級が行政職俸給表(一)の六等級以下又は行政職俸給表(二)の二等級以下のものとする。

62 政令第九十七条の六第一項第十三号の人事院の定める通信機器は、有線及び無線の電信電話機械とする。

63 政令第九十七条の六第二項の人事院の定める技術の程度は、同条第一項に掲げるそれぞれの作業について次の表に示す技術の級に区分する。

(表中の側線は略)

政令第九十七条の六第一項の作業	技術の級		
第一号の作業	一級	二級	三級
第二号の作業		二級	三級
第三号の作業		二級	三級
第四号の作業	一級	二級	三級
第五号の作業		二級	
第六号の作業	一級	二級	三級
第七号の作業		二級	三級
第八号の作業		二級	三級
第九号の作業		二級	
第十号の作業		二級	三級
第十一号の作業		二級	
第十二号の作業		二級	
第十三号の作業	一級	二級	三級

64 前項の技術の級は、政令第九十七条の六第一項に掲げるそれぞれの作業について行う試験の結果に基き、一年を限り、

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

各省各庁の長が認定するものとする。但し、各省各庁の長は特に必要と認めるときは、人事院の承認を得て、認定の有効期間について特例を設けることができる。

65 前項の技術の試験は、各省各庁の長が毎年一回その定める期日に行う。

66 各省各庁の長は、第六十四項の技術の試験を実施したときは、すみやかにその結果を人事院に報告しなければならぬ。

67 この指令に定めるものの外、受験資格、試験の内容等試験の実施に関して必要な事項は、各省各庁の長が人事院の承認を得て定める。

68 通信作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、職員が現に政令第九十七条の六第一項に掲げる作業に従事した日一日につき、次の第一号から第三号までの一に該当する場合は四十円、第四号から第七号までの一に該当する場合は三十円、第八号又は第九号に該当する場合は二十円とする。

- 一 技術の級一級を有する作業二種目以上に従事した場合
- 二 技術の級一級を有する作業一種目及び技術の級二級を有する作業二種目以上に従事した場合
- 三 技術の級二級を有する作業三種目以上に従事した場合
- 四 技術の級一級を有する作業一種目及び技術の級二級を有する作業一種目に従事した場合

71 政令第十五章に規定する特殊勤務手当については、一日の作業時間が四時間に満たないときは、この指令の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

(雑則)
72 各省各庁の長は、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、且つ、これを保管しなければならない。

73 この指令は、昭和二十八年七月二十三日から施行し、第七十九項及び第八十項の規定を除き、昭和二十八年一月一日から適用する。

74 次に掲げる指令は、廃止する。
昭和二十六年人事院指令九一八五(押印作業手当の支給について)

昭和二十七年人事院指令九一四(坑内作業等に従事する職員の特殊勤務手当の支給について)
昭和二十七年人事院指令九一六(警察職員の特殊勤務手当の支給について)

昭和二十七年人事院指令九一五八(矯正職員の特殊勤務手当の支給について)
昭和二十八年人事院指令九一二五(税務講習所職員の特殊勤務手当の支給について)

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

五 技術の級一級を有する作業一種目及び技術の級三級を有する作業一種目以上に従事した場合

六 技術の級二級を有する作業二種目に従事した場合

七 技術の級二級を有する作業一種目及び技術の級三級を有する作業二種目以上に従事した場合

八 技術の級一級を有する作業一種目又は技術の級二級を有する作業一種目に従事した場合

九 技術の級三級を有する作業三種目以上に従事した場合
69 電波法に定める第一級無線通信士若しくは第一級無線技術士の資格を有する者又は第二級無線通信士及び第二級無線技術士の資格を有する者については、各省各庁の長は第六十三項及び第六十四項の規定にかかわらず、それらの資格をもつて政令第九十七条の六第二項の人事院の定める技術の程度とすることが出来る。

70 前項の職員の通信作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、現に政令第九十七条の六第一項に掲げる作業に従事した日一日につき、第一級無線通信士及び第一級無線技術士の資格を有する者にあつては四十円、第一級無線通信士の資格を有する者又は第一級無線技術士及び第二級無線通信士の資格を有する者にあつては三十円、第一級無線技術士の資格を有する者又は第二級無線通信士及び第二級無線技術士の資格を有する者にあつては二十円とする。

昭和二十八年人事院指令九一二六(爆発物処理作業手当の支給について)

昭和二十八年人事院指令九一三二(造幣職員の特殊勤務手当の支給について)

昭和二十八年人事院指令九一三三(郵政及び航空職員の特殊勤務手当の支給について)

昭和二十八年人事院指令九一三五(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の支給について)

昭和二十八年人事院指令九一三六(印刷職員の特殊勤務手当の支給について)

昭和二十八年人事院指令九一四一(航空手当の支給について)

75 前項の規定により廃止された人事院指令の規定に基いて昭和二十八年一月一日以降の勤務に対して支給された特殊勤務手当は、この指令の規定に基いて支給されたものとみなす。

76 この指令の規定に相当する従前の規定に基いて行われた報告、承認又は認定は、この指令の規定に基いて行われたものとみなす。

昭和二十八年七月二十三日 人事院総裁 浅井 清

(注・以下は指令九一八七の一部で指令九一七二の一部改正における経過措置)

人事院指令 政府職員の特殊勤務手当の支給について

七六

- この指令は、昭和三十二年十月一日から施行する。
- 改正後の昭和二十八年人事院指令九一七二（政府職員の特殊勤務手当の支給について）（以下「改正後の指令」という。）第五十六項から第六十項までの規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、改正前の昭和二十八年人事院指令九一七二（政府職員の特殊勤務手当の支給について）（以下「改正前の指令」という。）第八十四項から第八十七項までの規定による伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の支給を受けるべき職員については、この限りでない。
- 改正後の指令第六十一項から第七十一項までの規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、改正前の指令第十九項から第二十六項までの規定による特殊有技者手当の支給を受けるべき職員及び改正前の指令第四十五項から第五十二項までの規定による警察職員の特殊勤務手当の支給を受けなければならない。
- 前項の規定により昭和三十二年四月一日から改正後の指令第六十一項から第七十一項までの規定の適用を受ける職員のこの指令施行の日前における通信作業に従事する職員の特殊勤務手当の算出の基礎となる技術の程度は、同指令第六十四項及び第六十九項の規定にかかわらず、各省各庁の長が人事院の承認を得て認定することができる。

- 十二年八月一日から適用する。
- 第四項ただし書の職員に対する通信作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給については、改正後の指令第六十一項から第七十一項までの規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、なお改正前の指令第十九項から第二十六項まで又は同指令第四十五項から第五十二項までの規定の例によることができる。
- 改正前の政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）第五十八条第一項各号に掲げる作業について特殊有技者手当の支給を受けるべき職員又は改正前の指令第四十五項第九号から第十九号までに掲げる作業について警察職員の特殊勤務手当の支給を受けるべき職員が当該作業に従事したときは、当該作業が改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令（以下「改正後の政令」という。）第九十七条の六第一項各号に掲げる作業に該当する場合を除き、昭和三十三年三月三十一日までは、従前の例により、特殊勤務手当を支給することができる。
- 改正前の指令第八十七項の規定により人事院の承認を得た作業について伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給を受けるべき職員が当該作業に従事したときは、その作業が改正後の政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）第九十七条の三第一号に掲げ

- る作業に該当する場合を除き、別に人事院が定めるまでの間、従前の例により、特殊勤務手当を支給することができる。
- この指令の規定に相当する改正前の指令の規定に基づいて行われた承認、指定その他の行為は、この指令の規定に基づいて行われたものとみなす。

昭和三十三年十月一日

人事院総裁 浅井 清

人事院指令九一八八

農林大臣 赤城 宗徳
建設大臣 根本龍太郎

特殊現場作業手当の支給に関する暫定措置
について

- 昭和二十八年人事院指令九一七二（政府職員の特殊勤務手当の支給について）第五十二項に基づいて人事院が定めた作業場の作業に従事する職員のうち一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）（以下「改正法」という。）附則第十六項後段の規定の適用を受けることとなる職員に対する同指令第五十三項第一表（以下「第一表」という。）の適用については、昭和三十四年三月三十一日までは、同表の定にかかわらず、この指令の定めるところによる。

人事院指令 特殊現場作業手当の支給に関する暫定措置について

七七

- 昭和三十三年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては、第一表、第一種の欄中「百六十円」とあるのは「百四十四円」と、「百二十円」とあるのは「百八円」と、「八十円」とあるのは「七十二円」と、「五十円」とあるのは「四十六円」と、同表第二種の欄中「百二十円」とあるのは「百四円」と、「九十円」とあるのは「七十八円」と、「六十円」とあるのは「五十二円」と、「四十円」とあるのは「三十六円」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては、第一表第一種の欄中「百六十円」とあるのは「百三十六円」と、「百二十円」とあるのは「百二円」と、「八十円」とあるのは「六十八円」と、「五十円」とあるのは「四十四円」と、同表第二種の欄中「百二十円」とあるのは「九十六円」と、「九十円」とあるのは「七十二円」と、「六十円」とあるのは「四十八円」と、「四十円」とあるのは「三十四円」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 第一項に規定する職員でその者に適用される第一表の第一種又は第二種の欄に掲げる額から第二項又は前項の規定により読み替えることとなる額を差し引いた額に二十五を乗じて得た額が改正法附則第十六項及び同法附則第二十項の規定によりその者が受ける暫定手当の月額をこえることとなるもの特殊現場作業手当の額については、第二項又は前項の規定

にかかわらず、別に人事院が定める。

5 この指令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

昭和三十二年十月一日 人事院総裁 浅井 清

一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

(給実甲第二八号、昭二六・一・一)
(改正一給実甲第三五号、昭二六・四・九 給実甲第四二号、昭二六・一・一・三〇 給実甲第六四号、昭二八・二・七 給実甲第三〇号、昭三三・七・一六 注側線をもつて示す)

給実甲第二八号の一部を左記のとおり改正しますから、昭和三十三年四月一日以降これによつて給与法を運用してください。ただし、第十五条関係の改正については、昭和三十三年五月一日から、第九条の二関係、第十一条の二関係、第十三条関係および第十九条関係中減給に関する部分の改正については、昭和三十三年六月一日(人事院規則二二一〇(職員の懲戒)第八条の規定の適用を受ける者については、当該減給の終了した日の翌日)から、それぞれ適用します。

[注・以上は給実甲第三〇号昭三三・七・一六の前書]

第一条関係

第一項

「別に法律で定めるもの」とは、たとえば次の職員又は給与等をさす。

一 検察官

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第一四一号)第二条第二項に規定す

通達 一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

る職員

- 三 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第一四五号)に規定する産業教育手当
- 四 在外公館に勤務する外務公務員
- 五 南方連絡事務所に置かれる職員
- 六 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二〇〇号)による寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当
- 七 国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一一七号)第十二条の規定による無料宿舍
- 八 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第一項の規定により有効とされた法令の規定による給与等

第三条関係

第二項

「いかなる給与」とはこの法律による給与のみならずすべての勤務に対する報酬を含むものとし、給与であるか否か疑義があるときは人事院が定める。

第三項

従来実費弁償の給与として支給されていたものは、本項の「実費の弁償」に該当するものと解する。従つて旅費、船

通達 一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

員の航海日当及び食卓料等は「実費の弁償」であると解する。

第五条関係

第二項

有価物が職員に支給され又は無料で貸与される場合、その職員の俸給額の調整は別に法律により定められるまで従前通り取り扱うものとする。

第六条関係

第一項

俸給表の適用範囲は、俸給表に定めるもののほか、人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の定めるところによる。

第三項

「標準的な職務の内容」は、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則九一八」という。）第三条の定めるところによる。

第八条関係

本条の実施については、規則九一八の定めるところによる。

第九条関係

第一項

一 「俸給の月額」とは、第八条の規定により決定された俸給額（法第十条の規定による俸給の調整額を含む。）の月額をい

う。

二 但書の実施については、人事院規則九一四（俸給の月額の月一回払）（以下「規則九一四」という。）の定めるところによる。

第二項

第一項本文の場合の支給日は、人事院規則九一七（俸給等の支給）（以下「規則九一七」という。）の定めるところにより、同項但書の規定による場合は、規則九一四の定めるところによる。

第九条の二関係

第一項

「昇給、降給等」とは、昇給、降給のほか、昇格、降格、休職、俸給の半減の場合、初任給基準を異にして異動した場合、俸給表を異にして異動した場合および俸給の調整額に異動があつた場合等俸給の支給額に異動を生じたすべての場合を含む。

第二項

「離職」とは、辞職、退職、免職、懲戒免職、解職又は失職をさす。

第三項

本項の日割計算については、「勤務を要しない日」には休日を含まないものとし、休日と「勤務を要しない日」とが重な

つた場合には、「勤務を要しない日」として取り扱うものとする。

第十条関係

第一項

一 「俸給月額」とは、第八条の規定により決定された俸給額であつて、本条に規定する俸給の調整額を含まないものをいう。

二 俸給の調整額は、俸給に含まれるものであるから第十九

条の勤務一時間当りの給与額算出の基礎とする。

三 俸給の調整額の適用される官職は、人事院規則九一六（俸給の調整額）の定めるところによる。

四 昇格、降格又は昇給については、俸給月額を基礎として行う。

第十条の二関係

第一項

一 俸給の特別調整額は、俸給には含まれないものであるから、第十九条の勤務一時間当りの給与額算出の基礎とはしない。

二 俸給の特別調整を行う官職の指定及び特別調整額は、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）（以下「規則九一七」という。）

三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則

通達 一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

で指定する官職を、併任によつて占める職員には、その併任官職に係る俸給の特別調整額は支給しない。

四 規則九一七で指定する官職が欠員の場合又はその官職を占める職員が休職にされている場合に、その官職について代理、心得等として発令され、その官職の職務を行う職員には、併任の場合を除き、その官職について定められる俸給の特別調整額を支給する。

第十一条の二関係

第一項

一 扶養手当は、職員の給与が第十五条の規定により減額される場合（旧官吏俸給令第七条の規定の例により俸給が半減される場合を含む。）においても減額されないものとする。

(1) 第十五条の規定により給与を減額された場合

(2) 病気のため勤務しないこと九十日をこえ官吏俸給令第七条の規定により俸給の半額を減ぜられた場合

(3) 国家公務員法第八十二条の規定により減給の処分を受けた場合

二 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

(1) 国家公務員法第八十二条の規定に基づき停職を命ぜられた期間

(2) 人事院規則一五―三(職員団体の業務にもつぱら従事するための職員の休暇)の規定に基き休暇を与えられた期間

第二項

「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。但し、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもつて「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

第三項

「職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた日」とは、第一一条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族については、それぞれその満一八年の生れた月日に相当する日をさすものとする。

第十三条関係

隔遠地手当は、職員の給与が第十五条の規定により減額される場合(旧官吏俸給令第七条の規定の例により俸給が半減される場合を含む。)においても減額されないものとする。

第十四条関係

第五項

一 「監視に従事する職員」とは、たとえば官署の守衛のように、原則として一定部署にあつて監視することを本来の

業務とし、常態として身体または精神的緊張の少ないものを行い、犯罪人の監視等精神的緊張の著しく高いものを含まない。

二 「断続的勤務に従事する職員」とは、たとえば手待時間が多いような勤務に服する職員をいう。

第十五条関係

一 「その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合」とは、「官庁勤務時間並びに休暇に関する件」(大正十一年閣令第六号)の休暇による場合、法令の規定により特に勤務しないことが認められている場合のほか、次の基準に従つて所轄庁の長が特に勤務しないことにつき承認を与え、又は勤務しないことを命じた場合をいう。

(表中の側線は略)

原 因	期 間
一 伝染病予防法(明治三十年法律第三六号)による交通しや断又は隔離	そのつど必要と認められる時間
二 風水震災火災その他の非常災害による交通しや断	同 右
三 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住	一週間をこえない範囲内でそのつど必要と認め

居の滅失又は破壊	る期間
四 その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	そのつど必要と認められる時間
五 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同 右
六 選挙権その他公民としての権利の行使	同 右
七 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部は停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)	同 右
八 国家公務員法第七十三条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める時間
九 負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む)	(一) 医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる日又は時間

通達 一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

む。

一〇 職員の分べん	(一) 人事院規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)(以下「規則一〇―四」という。)第十六条第二項の規定により就業を禁止した期間 (注) (一)、(二)の場合であつて、公務によらない結核性疾患にあつては一年を、その他の私傷病にあつては九〇日を、それぞれこえて引き続き勤務しないときは、旧官吏俸給令第七条の規定の例により、俸給を半減する。
	(二) 規則一〇―四第四十七条第四項の規定により職員が請求した期間 (三) 規則一〇―四第四十七条第五項の規定により就業させてはならない期間。但し、同項ただし

一 女子職員の生理	規則一〇―四第十七条第二項の規定により、女子職員が請求した期間。但し、二日をこえるときは、そのこえる期間については、「九負傷又は疾病」の(一)の規定による。
二 女子職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合	一日二回、一回三〇分
三 父母の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
四 忌引	別表に定める期間内において必要と認める期間
五 年末年始の休暇	十二月二十九日から翌年一月三日までの間

備考 右の基準及び別表中一定の日数、週数又は年数で示されているものは、その日数、週数及び年数中には、勤務を要しない日及び休日を含むものとする。

続き翌日にわたり超過勤務したときは前日の超過勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの超過勤務時間は、前日の超過勤務として取り扱う。

(三) 休暇日の件(明治六年太政官布告第二号)による休暇日における勤務については、正規の勤務時間内は超過勤務手当を支給せず、その勤務時間をこえる勤務のみ超過勤務として取り扱う。

(四) 休憩時間中に所轄庁の長の命により勤務した場合は超過勤務として取り扱う。

(五) 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によつて計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が三〇分以上のときは一時間とし、三〇分未満のときは切り捨てる。(夜勤手当、休日給についてもこの例により取り扱う。)

三 公務により旅行(出張及び赴任を含む。以下同じ)中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。但し、旅行目的地において正規の勤務時間をこえて勤務すべきことを職員の所属庁の長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、且つその勤務時間につ

通達 一般職の職員の給与に関する法律の運用方針

二 一に掲げた場合以外の場合で勤務しないときは、すべて給与を減額する。減額すべき給与額は、その給与期間の分の俸給に対応する額及び暫定手当に対応する額を、人事院細則九一五―一(給与簿取扱細則)第十四条の定めるところにより、それぞれその次の給与期間以降の俸給及び暫定手当から差し引く。但し、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、俸給及び暫定手当から差し引くことができないときは、この法律に基くその他の未支給の給与から差し引く。

第十六条関係

一 「正規の勤務時間をこえる勤務」とは次に掲げる勤務をいう。

(一) 第十四条の規定によりあらかじめ割り振られた一日の勤務時間をこえる勤務

(二) 勤務を要しない日の勤務

二 超過勤務手当の取扱は次の例による。

(一) その日の勤務時間が始まる前に超過勤務したときは、その日の超過勤務として取り扱う。但し、前日から引き

き明確に証明できるものについては超過勤務手当を支給する。

第十七条関係

一 休日給は、休日に特に勤務を命ぜられた職員のみでなく、休日に当然勤務することになっている交替制勤務、現場勤務等の職員についても支給する。

二 休日給は、休日における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給される。休日において正規の勤務時間をこえて勤務した部分については、超過勤務手当が支給される。

三 休日が勤務を要しない日に当つた場合の勤務に対しては、休日給を支給せず、超過勤務手当を支給する。

四 公務により旅行中の職員に対する休日給については第十六条関係三の取扱に準ずる。

五 一勤務が二日にまたがる勤務でその一日が休日に当たるときは休日給は、休日に当る日の勤務に対してのみ支給する。

第十八条関係

一 夜勤手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

二 夜勤手当と休日給及び超過勤務手当との関係は次のようになる。

(一) 午後十時から翌日の午前五時までの間における正規の勤務時間中の勤務の中に休日当る部分がある場合においては、その部分の勤務に対しては休日給と夜勤手当とが併給される。

(二) 夜勤手当は正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間をこえる勤務として午後十時から翌日の午前五時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては、夜勤手当を支給せず、超過勤務手当を支給する。

第十九条関係

「俸給の月額」とは法令の規定により俸給を減ぜられているときでも、本来受くべき俸給（法第十条の規定による俸給の調整額を含む。）の月額とする。

第十九条の二関係

宿直勤務又は日直勤務の範囲及び宿日直手当の額は、人事院規則九一―五（宿日直手当）の定めるところによる。

第十九条の三関係

本条の適用を受ける職員が、職務遂行のためやむを得ない事由によつて割り振られた一日の勤務時間の一部を勤務することができない場合は、この法律第十五条の規定によつて、その勤務しないことにつき特に承認することができる。

第十九条の六関係

（休職者の給与）の定めるところにより、休職者が生死不明若しくは所在不明になつた原因又は休職者の受ける学資金若しくは報酬等の額を考慮して予算の範囲内で各庁の長がその裁量によりその支給額を定めるものとする。

別表 忌引日数表

死亡した者	日数
配偶者	一〇日
一親等の直系尊族(父母)	七日
同 卑族(子)	五日
二親等の直系尊族(祖父母)	三日
同 卑族(孫)	一日
二親等の傍系者(兄弟姉妹)	三日
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	一日
一親等の直系尊族	三日
同 卑族	一日
二親等の直系尊族	一日
二親等の傍系者	一日
三親等の傍系尊族	一日

備考

- 一 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 二 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 三 葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

通達 給与簿の様式の一部改正に伴う経過措置について

俸給の特別調整額、扶養手当、暫定手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給については規則九一―七の定めるところによる。

第二十二條関係

非常勤職員の給与については、法に定めるもののほか人事院規則九一―一（非常勤職員の給与）その他人事院の定めるところによる。

第二十三條関係

国家公務員法附則第七条の従前の規定による休職を命ぜられた者の取扱についてはなお従前の例によることになつているので、本条の規定に基く給与は支給されないものとする。

第一項

「給与」とは、この法律に基くものとしては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、暫定手当、隔遠地手当、期末手当及び勤勉手当をさすものとする。

第四項

第四項の規定による休職者の給与は休職者の生活を保障する意味において予算の許す限り、各庁の長が所定の割合以内でその裁量によりその支給額を定めるものとする。

第五項

第五項の規定による休職者の給与は、人事院規則九一―三

給与簿の様式の一部改正に伴う経過措置について

（給実甲第一三三号 昭三三・七・一七）

職員別給与簿および基準給与簿の様式の一部改正ならびに人事院細則九一―五―一（給与簿取扱細則）の一部改正が行われ、昭和三十二年六月一日から適用されることになりましたが、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一五四号）（以下「改正法」という。）附則第一項の規定による内払いの給与を支給する間においては、なお従前の様式により給実甲第一二〇号（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う切替の措置等について）および同第一二三号（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う給与の支給等について）の規定（従前の例によつて記入できない部分については改正後の細則の規定）に従つて記入するものとし、職員の職務の等級の決定後の給与の支給についても、当分の間、従前の様式を下記の方法に従つて取り扱い、改正後の様式の記入にかえることができます。

記

1 職員別給与簿

(1) 「任免事項」の欄

「発令事項」の欄には、発令事項のほか、適用される俸給表の種類を細則第一三二条第二号に規定する「俸給表」の欄の記入方法に準じて記入する。

- (1) 「級号」の欄を「等級号俸」と読み替える。
- (2) 「一時当りの給与額」の欄を「調整額」と読み替える。
- (3) 「扶養手当」の欄には、改正前の細則の規定に従い従前どおりの様式で記入する。
- (4) 「扶養親族控除等」に関する申告関係の欄を「扶養親族控除等申告関係」と読み替える。
- (5) 年金受給の不具者等のある職員については、上段「備考」欄にその旨および該当者の数を記入する。
- (6) 「従たる給与支払者」の欄を「他の給与の支払者の所在地および名称」と読み替える。
- (7) 「扶養控除額」の欄を「基礎控除額および扶養控除額」と読み替える。
- (8) 「基礎控除額」の欄は記入しない。
- (9) 「勤務地手当」の欄を「暫定手当」と読み替える。
- (10) その他の記入については、改正後の様式および細則によるものとする。

2 基準給与簿

- (1) 「級号」の欄を「等級号俸」と読み替える。
- (2) 「勤務地手当」の欄を「暫定手当」と読み替える。

われるすべての職員について基準給与簿を作成する組織単位ごとに昭和三十二年四月一日現在で作成する。なお、切替日以降職員が転出した場合には転出先に切替調書の写を送付するものとする。

2 各欄の記入については次の要領による。

第2欄

「役職名」は、役付職員またはこれに相当する職員についてのみ、その現に呼称する役職名を記入する。

第3欄

昭和三十三年三月三十一日現在の職員の改正前の法に基づく職務の級および号俸（例 四―二。いわゆるわく外職員の俸給月額については、「四―特一」、「四―特二」等とする。）を上段に、その号俸の発令になつた年月日を下段に記入する。

改正前の法の特別俸給表の適用者については、職務の級および号俸の前に各特別俸給表の頭文字を加える。（例、警四―二、船八―特一）

改正前の規則九―六（俸給の調整額）の規定による俸給の調整額（以下「調整額」という。）または改正前の規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二七条、第二八条もしくは第三二条の規定による調整号俸（以下「調整号俸」という。）を受けていた職員については、それらの

通達 俸給切替調書の作成について

3 その他

- (1) 昭和三十三年六月一日に規則一二一〇（職員の懲戒）の一部改正が行われたが、昭和三十三年五月三十一日以前に行われた処分による減給については、なお従前の例によることになるので、とくにこの場合の暫定手当の額については、減給処分がなかつたとすれば受けることとなる改正法附則第一七項から同法附則第二一項までの規定による暫定手当の月額を求め、これを基礎として俸給の例に準じて算出するものとする。
- (2) 租税特別措置法（昭和二十一年法律第一五号）の改正により、給実甲第一一三号（概算所得控除の給与簿上の取扱について）は廃止する。

俸給切替調書の作成について

（給実甲第二三三号 昭三三・七・一七）

今回の俸給の切替に際しては、下記の要領により、別紙様式の俸給切替調書を作成のうえ保管してください。

なお、本調書の記入事項は、近く実施する予定の給与実態調査の資料となる見込であるので、申し添えます。

記

- 1 俸給切替調書（以下「切替調書」という。）は、切替の行

規定の適用を受ける前の級号を記入し、その上部に調整額については「+ 号」と、調整号俸については「ただし号」とそれぞれ附記する。

第4欄

改正法附則第二項の規定により切替俸給月額の基礎となる俸給月額（調整額を除く。）を記入する。この場合において同項括弧書の規定により切替の基礎となる俸給月額が給実甲第一二八号（俸給の切替等について）第二項第四号に定められる場合は、それぞれ左記のように記入する。

- (1) 改正前の法の特別俸給表の適用者で、切替の基礎となる俸給月額が給実甲第一二八号第二項第四号により決定される場合は、その額を記入する。
- (2) 調整額の適用者で給実甲第一二八号第二項第四号により調整額の全部または一部を加えた額を切替の基礎とする場合はその額を記入する。ただし、給実甲第一二八号第五項に該当し給実甲第一二九号第二項を適用する場合においては、昭和三十三年三月三十一日に異動したものとみなしてその日に受けることとなる俸給月額を記入する。

第5欄

改正法附則第二項または附則第三項の規定により決定された切替俸給月額を記入する。改正法附則第三項の規定の

給与法改正に伴う非常勤職員に対する給与の取扱について

(給実甲第二三三号、昭三二・七・三〇)

このたび、昭和三十二年法律第一五四号により、給与法の一部が改正され、一般常勤職員の給与が改定されましたので、非常勤職員の給与についても、その趣旨に沿うよう特に配慮して下さい。

人事院規則九一七(俸給等の支給)の運用について

(給実甲第六五号、昭二八・二・二三)
(改正給実甲第一三四号、昭和三二・七・三一)
注・側線をもつて示す。

人事院規則九一七(俸給等の支給)の運用方針を左記のように定めましたから昭和二十八年一月一日以降これによつてください。

なお、これに伴つて給実甲第三六号は廃止します。

記

第一条関係

第一項

1 支給定日には、職員が現実に俸給の支給を受けられるよ

うに処理すること。

2 官署の所在する土地の祭礼等のためにその地の日本銀行代理店が休業し、現実にその日に支給することができないときは、休日又は日曜日に準じて取り扱つてさしつかえない。

第二項

俸給月額の内一回払から、給与法第九条第一項本文の規定に基く俸給月額の内一回払に復帰した場合は、その旨をすみやかに人事院に報告すること。

第二条関係

「その際俸給を支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限りすみやかに支給すること。

第三条関係

第一項

「俸給の支給義務者を異にして移動した場合」とは、その職員の給与の支出について定められた予算上の部局(特別会計にあつては、これに相当する予算上の区分)を異にして移動した場合をさすものとする。なお、その他の場合においても必要と認めるときは本条の規定に準じて取り扱つてさしつかえない。

第五条関係

本条前段の場合における俸給の支給日は、すべて俸給の支

給定日とする。

第六条関係

俸給額及び俸給の支給義務者に異動がない場合であつて、俸給の特別調整額を給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は、給与期間の末日まで支給するとき以外のときの俸給の特別調整額は、日割計算により算出される俸給額に所定の支給割合を乗じた額とする。

第七条関係

本条各号に規定する場合が月の一部の日数に限られるときの俸給の特別調整額は、その職員の受けるべき俸給月額に所定の支給割合を乗じた額とする。

第九条関係

旧官吏俸給令第七条の規定の例により俸給を半減するとき、暫定手当についても半減する。(昭和三十二年四月一日より適用)

第十条関係

「支所、分室その他これらに類するもの」に該当するかどうか疑義があるときは人事院が定める。

通達 俸給の切替に伴う申請手続について

俸給の切替に伴う申請手続について

(給実甲第二三五号、昭三二・七・三一)

今回の俸給の切替に伴い、切替の際の職務の等級または俸給月額の決定について切替に關する規定に基づいて人事院の承認を要する場合または暫定定数の設定について人事院に申請を行う場合の手続については、今回に限り下記によつて行うこととしますから御了知ください。なお、切替後の申請手続については、昭和三十一年七月一日付給実甲第一一六号(級別定数、初任給、昇格、昇給等の運用について)が改正されるまでの間は、同通達の例によつてください。

記

- 1 職務の等級の決定または暫定定数の設定については、別紙第一および別紙第二により等級別定数表の部局別、俸給表別、等級別に申請されたい。なお、暫定定数の設定を申請する場合は、別紙第二の区分欄中設定要求定数の区分に対応する当該職務の等級欄に所要の暫定定数(二以上の場合はその和)を記入されたい。
- 2 俸給月額の決定については、別紙第一により前項に準じて申請されたい。
- 3 申請事由について特に必要と認められるものについては、別紙第一の備考にその趣旨を略記されたい。

人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の人事院の定める官職について

(給実甲第一三七号、昭三二・八・一)

人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の別表において「人事院の定めるものに限る。」とされている官職については左記のとおり定めたので通知します。

記

1 人事院規則九一七の別表において「人事院の定めるものに限る。」とされている官職については、当分の間、昭和三十三年八月一日の改正による改正前の人事院規則九一七の規定の例を用いた場合の同規則別表に掲げる官職に該当することとなる官職とする。この場合において同規則別表備考第二項中「昭和三十三年七月三十一日までは」とあるのは「当分の間」と、「規定の例を用いた場合の職務の級」とあるのは「規定の例を用いた場合の昭和三十三年七月三十一日における職務の級」と読み替えるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、職員の職務の級の決定について人事院の承認を必要とする場合に該当するとき、あらかじめ事務総長の承認を得て行いものとする。

れる俸給月額が降格、降給等により減額して支給されるに至つたときは、その直前における第二条または第三条の規定による差額を限度として、これらの規定を適用するものとする。

3 第二条または第三条の規定の適用を受ける職員に係る人事院規則九一五(給与簿取扱細則)第十一条の規定による職員別給与簿の記入に当つては、当該給与簿の「調整額」の欄を上下二段に区分し、上段には第二条または第三条の規定による額を「+」の符号を附して記載し、下段には第一条の規定による額を記載するものとする。

別表関係

1 刑務所(菊池医療刑務支所を除く)、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の項ならびに菊池医療刑務支所の項中「消毒夫」、「洗たく夫」および「炊夫」にはそれぞれ「消毒婦」および「炊婦」を含むものとする。

2 国立大学医学部附属病院及び国立病院の項、国立大学附置結核研究所附属病院及び国立結核療養所の項、国立らい療養所の項、国立精神療養所の項、国立せき髄療養所の項、ならびに国立療養所の項中、次の各号に掲げる職員については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
一 「看護婦長」には、副総看護婦長および看護婦長心得を含む。

通達 俸給の調整額の運用について

人事院規則九一六(俸給の調整額)の運用について

(給実甲第一三八号、昭三二・八・三)

(一部改正)給実甲第一四二号、昭三二・九・二〇
〔昭三二・一〇・一より適用〕注・例線をもつて示す

人事院規則九一六(俸給の調整額)は、昭和三十三年八月一日付をもつて改正されましたが、これに伴い同規則の運用方針を左記のように定めましたので、同日以降はこれに従つて実施して下さい。

記

1 「別に定めるもの」とは、昭和三十三年人事院指令九一四四(特殊職員の俸給の調整について)をさす。
2 「別表の上欄に掲げる勤務箇所(具体的にはたとえば国立〇〇病院等をさす。以下同じ。)に所属し、または配置されていることをいう。

第二条及び第三条関係

1 「同一の官職」とは、別表上欄に掲げる勤務箇所を同じくし、かつ、同一の職名をもつて呼称される職員の占める官職をさすものとする。

2 第二条または第三条の規定の適用を受ける職員に支給さ

二 「一看護単位のみを担当している看護婦長」とは、一の病とらまたは数個の病室において看護に従事する看護職員によつて構成される一のグループ(一看護単位)のみの責任者として、直接看護に従事することを常態とする看護婦長をいう。

三 「看護婦」には、主任看護婦を含む。
なお看護人のおかれているところにあつては、看護婦に準じて取り扱う。

四 「看護助手」とは、看護婦または准看護婦の免許を有しない職員で看護の補助的業務に従事するものをいう。

五 「保母」とは、保母の資格を有し、児童の身のまわりの世話および遊戯、音楽等の指導を行う職員をいう。

六 「常時結核又は精神病患者の診療に直接従事する医師及び歯科医師」とは、直接診療する延患者数のうち直接診療する結核または精神病患者数が過半数である医師および歯科医師をいう。

七 「(院長、副院長、分院長及び科長を除く。)」等とある場合には、それぞれの心得等を含む。

八 「患者係事務職員」とは、病院および結核療養所において、もつぱら窓口で外来患者の受付を行う職員および結核または精神病とを担当し、患者の環境調査、患者および家族の医療相談、料金の徴収、身上相談、面会

人の受付、物品の保管事務等を行う職員を、らいおよび精神療養所においては、病とう内の事務室で入退所および療養手続、料金算定ならびに物品の保管事務等を行う職員をいう。

九 「ケースワーカー」とは、患者の環境調査、患者および家族の医療、身上相談等を行う職員をいう。

十 「ハウスキーパー」とは、病とう内における配せん、洗たく等の家政的な作業を指導、監督する職員をいう。

十一 「マッサージ師」とは、あんま師の免許を有し、マッサージによる治療を行う職員をいう。

十二 「物療手」とは、光線、電気および超短波療法を行う職員をいう。

十三 「栄養士」とは、栄養士の免許を有し、献立計画、実施献立の調製、患者の食餌相談等を行う職員をいう。

十四 「保清婦」には、保清夫を含み、看護婦が患者の身のまわりの世話、配せんおよび診療の介助を行う際の器具、物品類の準備および後始末、病室、便器等の清掃、整とんを主として行う職員をいう。

十五 「病とう清掃婦」には、病とう清掃人を含み、保清婦と同様の職務を行う職員をいう。

十六 「消毒婦」には、消毒夫を含み、診療および患者用の衣料品、食品、便所等の消毒、じんかいの焼却および

汚物の処理を行う職員をいう。

十七 「洗たく婦」には、洗たく夫を含み、診療および患者用の衣料品の洗たくを行う職員をいう。

十八 「作業手」とは、作業療法のために患者に農耕、動物飼育、園芸、手工芸等の指導を行う職員をいう。

十九 「水道手」とは、水道およびその附属設備の新設、点検、修理作業、水槽の清掃、用水の滅菌等を行う職員をいう。

二十 「電気手」とは、免許を有し、電気器具の取付および修理ならびに配線を行う職員をいい、これには助手を含む。

二十一 「営繕手」とは、建造物、家具、調度品の建築、修理を行う職員をいう。

二十二 「炊夫」には、炊夫、調理士および調理手を含み、炊飯、副食物の仕込み、調理を行う職員をいう。

二十三 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車（船を用いる場合には船を含む。）をもつぱら運転する職員をいう。

二十四 「巡視」には、守衛を含み、構内の見まわり等を行つて盗難、突発事故、不法侵入等の警備等に当る職員をいう。

3 国立大学及び航海訓練所の項中次の各号に掲げる職員については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

その他の事項

この通達により難い事情があり、その取扱いについて別の定を行う必要があると認めるときまたは規則九一六およびこの通達の解釈について疑義が生じたときは、そのつど人事院事務総長と協議するものとする。

給実甲第一二九号の一部改正について

(給実甲第一二九号、昭三二・八・五)
(注・第一集参照)

昭和三十二年六月二十六日付給実甲第一二九号（俸給の切替に関する通達の承認について）の一部を左記のように改正したので俸給の切替については、これにより運用してください。

なお、この通達は今回の俸給の切替に関する特例として特に措置するものであり、切替後の取扱については、職務その他を勘案し別途基準を定める予定であるから、今後の取扱は必ずしもこの通達と同様に取り扱われるものでないことをあらかじめ御了知ください。

記

第二項の次に次の二項を加える。

3 昭和三十二年三月三十一日現在における経歴年数ならびに職務の級および俸給月額が次の表に掲げる経歴年数ならびに職務の級および俸給月額である職員に通達第一項第一

一 「船舶に乗り組み医療業務に従事する医師」とは、船舶に乗り組むことを命ぜられ、かつ、現に船舶に乗り組んで医療業務に従事する医師をいう。

二 「練習船に乗り組み、実習生を直接教育する船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、各長及び各次長」とは、練習船に乗り組むことおよび実習生を直接教育することを命ぜられた助手以上の海事職俸給表の適用を受ける教官で、現に練習船に乗り組んでいる者をいう。

4 海上保安庁の項中「乗り組む職員」とは、公安職俸給表(二)の適用を受ける職員であつて海上保安庁船舶職員職制(昭和二十五年運輸省令第二号)に定める職名を有する職員で、船舶に乗り組むことを命ぜられ、かつ、現に船舶に乗り組んでいる職員をいうものとする。

5 公共職業安定所（労働大臣が人事院と協議して定めるものに限る。）の項中「労働大臣が人事院と協議して定めるもの」は、人事院規則九一六（俸給の調整額）第一条の規定に基づき、俸給の調整額を適用する公共職業安定所の指定（昭和三十二年労働大臣訓令第六号）に定める公共職業安定所とし、「人事院の指定する公共職業安定所」は、昭和三十二年六月六日付給三一二三七および同年八月四日付給三一二四人事院事務総長通ちよう（俸給の調整額について（回答））によつて指定した公共職業安定所とする。

通達 給実甲第一二九号の一部改正について

号の(1)の本文の規定を適用し、その者の職務の等級を次の表に掲げる職務の等級に決定しようとする場合には、その決定について、規則第八条第一項または同条第二項ただし書の規定による人事院の承認があつたものとみなす。

適用 俸給表	決定しようとする職務の等級	職名	経験年数	職務の級および俸給月額
教育職 俸給表 (一)	二等級	大学の教授	大学卒業後十六年以上	旧大学等教育職員級別俸給表八級二号俸以上
医療職 俸給表 (二)	二等級	病院または療養所の薬剤師または薬師の長	薬剤師の経験年数十八年以上	旧一般俸給表十級四号俸以上
医療職 俸給表 (三)	一等級	病院または療養所の看護婦の長	看護婦の経験年数十五年以上	旧一般俸給表九級三号俸または八級八号俸以上

4 昭和三十三年三月三十一日現在における職務の級および俸給月額が次の表に掲げる職務の級および俸給月額である職員に通達第一項第一号の(2)の規定を適用し、その者の職務の等級を次の表に掲げる職務の等級に決定しようとする場合には、その決定について、規則第八条第一項または同条第二項ただし書の規定による人事院の承認があつたものとみなす。

適用 俸給表	決定しようとする職務の等級	職名または職種	職務の級および俸給月額
行政職 俸給表 (二)	二等級	技能職員 船長、機関長、各手の長	旧一般俸給表八級六号俸または七級一五、六〇〇円以上
	三等級	労務職員 (甲) 守衛 (主任または長を含む)	旧一般俸給表七級三号俸または六級一三、一〇〇円以上
	四等級	労務職員 (乙) 小使、作業員等 (主任または長を含む)	旧一般俸給表六級二号俸または五級九六〇〇円以上

務の等級を次の表に掲げる職務の等級に決定しようとする場合は、その決定について規則第八条第二項ただし書の規定または人事院規則九一八—二別表中事務総長の承認を必要とされている基準における人事院または事務総長の承認があつたものとみなす。

443105

俸給表	職務	俸給表	職務	俸給表	職務	
六等級	補助研究職	旧一般俸給表八級一号俸または七級六号俸以上	医療職 俸給表 (一)	四等級	医 師	旧一般俸給表一二级一号俸以上
四等級	医療技術職員	旧一般俸給表九級三号俸または八級八号俸以上	医療職 俸給表 (二)	四等級	病院または療養所の主任病理細菌技術者	旧一般俸給表六級一号俸以上

協議様式について

(給実甲第一四〇号 昭三三・八・二九)

職員の職務の等級または号俸の決定、暫定定数の設定等についてあらかじめ人事院に協議し、または承認を求める場合は左記によつて下さい。

記

1 職務の等級が人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の

通達 協議様式について

基準) 第六条第一号に該当する職員の暫定定数の設定、職務の等級、号俸もしくは俸給月額の決定または次期昇給期の指定について当院に協議し、または承認を求める場合は「等級別審査協議書(甲)」(別表第1)による。

2 前号以外の場合は、「等級別審査協議書(乙)」(別表第2)および「等級別定数表」(別表第3)による。

3 「等級別審査協議書」の記載については別紙「等級別審査協議書記載要領」によるものとする。なお、「等級別審査協議書(乙)」については、旧様式用紙が多数残存している場合は、人事院様式二二一およびその記載要領に準じて記載事項を記載の上協議してさしつかえない。

等級別審査協議書記載要領

- 1 協議本文の協議事項以外の不用の文字は、まつ消すること。
- 2 「官職名」欄には、異動を伴う場合は、新官職名の下に旧官職名を括弧を付して記載すること。
- 3 「学歴または資格」欄は、細則に定める学歴免許等の資格区分により記載すること。ただし、それ以外の資格を有する場合は従前の例による。
- 4 「在官在職」および「民間その他」欄の経験年数の計算については、細則に定める経験年数換算表により換算された年

等級別審査協議書(乙)

別表第2

人事院様式221(昭和32.4.1改正)

文書番号 昭和 年 月 日申請

(人事院).....殿 (協議する省庁の名).....⑧

下記により、暫定定数の設定および職務の等級および俸給月額の決定について協議します。

協議の職務の等級および俸給月額	官職名	氏名	経験年数			現等級の月額	お給付の等級	別上名の等級	承認年月日(次希望月)	希望年月日(昇年)
			官在	民間	計					
職() 等級 号俸										
職() 等級 号俸										
備考										

32.8 (1,100) 上 60 S.K. B5(182×257)

等級別定数表

別表第3

人事院様式222(昭和32.4.1改正)

省庁名	部局名	職名	区分	等級	総数	会計								
						1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	
俸給表名				標準定数										
				実行定数										
				現在員										
				設定要求定数										
				現在員										
				設定要求定数										

備考 等級別定数および現在員の数、昭和 年 月 日現在のものである。

上 50 B5(182×257)

昭和三十三年以降の等級別定数案について

(給実甲第一四一四号、昭三三・九・九)

人事院は、さきの給与法の改正に伴う等級別定数設定後引き続き調査等を行つてきましたが、昭和三十三年以降の等級別定数については、できうる限りその適正化を図るよう考慮する予定ですので、貴省庁において組織の改変等が予定されている場合または現在の等級別定数について実態に合わないため修正を要すると認められるものがある場合は、左記によりそれに伴う等級別定数案および所要の資料を添えて改訂申請書を提出してください。提出期日は来年度人件費予算との関係もあつたので昭和三十三年九月十六日までとします。

なおさきに通知した昭和三十三年八月十三日付給二二〇四(等級別定数に関する基礎調査について)、同日付給二二〇五(船舶乗組員の調査について)および昭和三十三年八月十五日付給二二〇八(補助研究員等の調査について)による調査表が未提出のところは申請書とは別に至急御提出ください。これらの調査表中左記第一項の資料と重複する部分については、第一項の資料を省略してさしつかえありません。

通達 昭和三十三年以降の等級別定数案について

記

- 1 申請書および添付資料
申請書および添付資料の作成方法は、昭和三十三年六月五日付給実甲第一二七号(昭和三十三年等級別定数申請書および付属資料の提出について)の例による。なお、既に提出済の資料がある場合は、省略し、または訂正を行つのみでもさしつかえない。
- 2 現在員表
定数の改訂の有無にかかわらず、すべての職員について昭和三十三年八月一日現在の部局別、職名(職種)別、俸給表別、会計別、等級別、号俸別現在員表
- 3 二カ月以内の任期を限られた常勤職員(常勤労務者)については、右記各号に準ずる同一様式の申請書および添付資料等

等級別定数の運用について

(給実甲第一四三三号、昭三三・一〇・一)

等級別定数の運用については人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「規則」という。)および等級別定数の設定に関する人事院指令(以下「定数指令」という。)に規定するもののほか、今後左記によつて運用してください。

等級別定数の運用について

記

1 標準定数の適用範囲について

定数指令の別表に定める等級別定数（以下「標準定数」という。）には、休職者、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）第十項の規定に基づき定員外に置かれる職員および女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第一二五号）第四条の規定により、臨時的に任用される職員の定数は含まれない。

2 標準定数の流用について

標準定数については、定数指令の一の別表において次の各号に掲げる場合のほかは、一切流用することができない。したがって、等級別定数の運用上別に等級別定数上の措置を必要とするときは、第四項第一号に掲げる事由に該当する場合は暫定定数の設定を行い、また、組織等の変更を生じた場合は、等級別定数の改訂を行わなければならないから、その事由に応じあらかじめ所要の申請を行うものとする。

一 一の職名における上位の職務の等級について定める等級別定数に欠員があるときで、その欠員数の範囲内で、その定数をその職名における下位の職務の等級の定数に流用する場合

二 別表第一または別表第二の甲項に掲げるそれぞれの職名

に対応する職務の等級の定数に欠員があるときで、その欠員数の範囲内で、その定数を乙項に掲げる職名に対応する職務の等級の定数に流用する場合

3 等級別定数の職名について

行政職俸給表(三)の適用をうける官職の属する定数指令の職名のうち技能職員(甲)、技能職員(乙)、労務職員(甲)および労務職員(乙)の区分は、特に指令別表に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

一 技能職員(甲) 細則九一八―二別表第二の備考第一項の一の(一)に掲げる職員および同備考第一項の四に掲げる職員

二 技能職員(乙) 細則九一八―二別表第二の備考第一項の一の(二)から(七)までに掲げる職員

三 労務職員(甲) 細則九一八―二別表第二の備考第一項の二に掲げる職員

四 労務職員(乙) 細則九一八―二別表第二の備考第一項の三に掲げる職員

4 暫定定数の運用について

一 暫定定数の設定事由
標準定数に欠員がない場合において、職員の職務の等級を決定するために定数指令の規定に基づいて暫定的に定める等級別定数（以下「暫定定数」という。）は、原則とし

て次に掲げる特殊の事由により人事管理上特にやむを得ないと認められる場合において、その事由に該当する職員に限り暫定的に設定するものとする。

(1) 次に掲げる職員について、その者の占める官職の職務内容および部内の他の職員との均衡を考慮し、従前と同一の職務の等級にとどまらせ、または従前と同等と認められる職務の等級に決定することが必要であると認められる場合

(ア) 配置換、転任等の異動に伴って、従前と同等以上の職務内容を有する異なる職名の官職を占めることとなつた者

(イ) 退職または他省庁への転出等を予定し、一時暫定の官職（一時的に設定された官職で標準定数の定がないもの。以下同じ。）を占めることとなつた者

(ウ) 公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務によらない結核性疾患等にかかつたため、給与法第十五条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認があり、一時暫定の官職を占めることとなつた者

(エ) 復職の際、一時暫定の官職を占めることとなつた者
(2) 新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、その際に占めることとなつた官職の職務内容によりその者と同等の資格等を有する部内の他の職員の職務の

通達 等級別定数の運用について

等級と同一の職務の等級に決定することが必要であると認められる場合

(3) 次に掲げる職員について、その者が長期間勤務し功績がきわめて顕著であり、職務内容および部内の他の職員との均衡を考慮し特に昇格させることが必要であると認められる場合

(ア) 官制もしくは定員の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた結果退職が予定されている者
(イ) 長期間同一の職務に従事し、高度の専門的な知識、経験を有している者

(4) 官職が新設され、標準定数が設定されるまでの間、職員の職務の等級を決定するため、一時等級別定数上の措置を行うことが必要であると認められる場合

(5) 標準定数が減少したため、現在員（暫定定数が設定されている職員を除く。）が標準定数をこえることとなり、一時等級別定数上の措置を行うことが必要であると認められる場合

二 暫定定数および実行定数の取扱

(1) 前号に掲げる事由に該当して暫定定数を設定しようとする場合において、その決定しようとする職務の等級と同等以上の他の職名について定められた職務の等級の定数に欠員があり、かつ、その欠員の補充が当分の間予定

されていないときは、その欠員のある定数と振り替えて暫定定数を設定するものとする。

- (2) 前号に掲げる事由で職員が一時暫定の官職を占める場合および暫定定数の設定に伴つて当該職名の総数が増加する場合以外の事由に該当して、暫定定数を設定した場合は、当該職名について、その設定された職務の等級の標準定数または実行定数（暫定定数設定後における標準定数の実行上の定数（標準定数が定められていない職名については、暫定定数の和の定数）をいう。以下同じ。）を新たに設定した暫定定数の数だけ増加し、その直近下位の職務の等級の標準定数または実行定数を、振替にその増加した数だけ減じて実行定数を定めるものとする。ただし、直近下位の職務の等級において欠員がないため振替に減ずることができない場合は、さらにその職務の等級より順次下位の職務の等級の定数について振替を行うものとする。

- (3) 前記(1)に該当する場合は、暫定定数の設定に係る職名について、前記(2)に準じて実行定数を定めるものとし、欠員のある他の職名については、決定しようとする職務の等級の標準定数または実行定数を新たに設定した暫定定数の数だけ減じ、その直近下位の職務の等級の標準定数または実行定数を振替にその減じた数だけ増加して実行定数を定めるものとする。

- (6) 後に設定される暫定定数が以前に設定された暫定定数よりもさかのぼつて適用される場合には、以前に設定された実行定数は前記(2)の方法により、改訂されたものとする。

- (7) 暫定定数に欠員を生じた場合には、暫定定数および当該職務の等級の実行定数はそれぞれその欠員数だけ減ずるものとし、その暫定定数と振替に減じて定められた実行定数は、その欠員数に相当する数だけ振替に増加するものとする。

- (8) 暫定定数が設定されている職名について、当該職務の等級の標準定数が増加した場合には、暫定定数および実行定数は増加した標準定数の数だけ減ずるものとする。また、暫定定数と振替に他の職名について実行定数が定められている職務の等級の標準定数が増減した場合は、増減後の標準定数について前記(3)に準じて実行定数が定められるものとする。

- (9) 定数指令が廃止され、これにかわる定数指令が発せられた場合または等級別定数が改訂された場合において、従前の定数指令に基づく暫定定数は引き続き効力を有するものとして、前号の例により取り扱うものとする。

5

等級別定数の管理について

通達 等級別定数の運用について

行定数を定めるものとする。

- (4) 一時暫定の官職を占めることとなつた職員について暫定定数を設定した場合は、当該職名については、その暫定定数の数を実行定数となるものとし、当該職名についてすでに暫定定数が定められている場合は、すでに定められた実行定数の数と新たに設定した暫定定数の数との和をもつて実行定数とする。この場合において欠員の他の職名について定められている標準定数または実行定数は、新たに設定した暫定定数の数だけ減じて実行定数を定めるものとする。

- (5) 前号に掲げる事由で暫定定数の設定に伴つて当該職名の総数が増加する場合に該当するときは、その増加する職名については、総数および決定しようとする職務の等級の標準定数または実行定数を新たに設定した暫定定数の数だけ増加して実行定数を定め、その増加に伴つて振替に総数が減少する職名については、総数および振り替えられる標準定数または実行定数を、それぞれ振替に新たに設定した暫定定数の数だけ減じて実行定数を定めるものとする。ただし、前号(4)に掲げる事由で定員の増加を伴う場合に該当したときは、標準定数とは別に、前記(4)に準じて、その定員の増加した職名について暫定定数および実行定数を定めるものとする。

一 等級別定数と現在員の実状のは握

今回の給与法の改正においては、俸給表の細分化、等級区分の変更等に伴ない、従前における事情を異にしているため、等級別定数の管理についても十分現在員を把握し、また特に地方機関についても必要に応じて、定数の配分を行つてその管理に慎重を期するとともに、職員の昇格、降格その他の異動によつて、等級別定数上の現在員の増減があつた場合は、それが標準定数の範囲内であることを確認し、また暫定定数の設定またはその設定の行われた職員の異動があつた場合は、そのつど暫定定数および実行定数の増減を確認する等、その実状に即して管理を行うことができるよう各部局ごとに「等級別定数管理簿」（別表第三）を参考として帳簿を作成し、現状に応じて常に記載確認を行い、等級別定数について管理上違反のないよう配慮されたい。なお、等級別定数の管理状況については、随時監査等を行う予定である。

二 事務連絡の緊密化

各種協議事項の審査を円滑かつすみやかに進行するため、次の各号に掲げる諸点について十分考慮の上、特に事務上の連絡を緊密に行われたい。

- (1) 官職の新設、改廃等の事由により、等級別定数の改訂、職務の等級の決定等の措置を必要とする場合には、

別表第1

同一俸給表間の流用

甲			乙		
職名	俸給表の名称	職務の等級	職名	俸給表の名称	職務の等級
一般職員以外の職名	行政職俸給表(→)	各等級	一般職員	行政職俸給表(→)	7等級以下
技能職員(甲)	行政職俸給表(→)	各等級	労務職員(甲)	行政職俸給表(→)	5等級
技能職員(乙)			労務職員(乙)	行政職俸給表(→)	5等級
技能職員(甲)	行政職俸給表(→)	3等級以下	技能職員(乙)	行政職俸給表(→)	各同一等級以下
技能職員(乙)	行政職俸給表(→)	3等級以下	技能職員(甲)	行政職俸給表(→)	各同一等級以下
一般職員以外の職名	税務職俸給表	各等級	一般職員	税務職俸給表	6等級以下
各船舶職員	公安職俸給表(→)	各等級	予備員	公安職俸給表(→)	各同一等級以下
教授	教育職俸給表(→)	2等級	助教授	教育職俸給表(→)	3等級
			講師	教育職俸給表(→)	4等級
			助手	教育職俸給表(→)	5等級
			講師	教育職俸給表(→)	4等級
助教授	教育職俸給表(→)	3等級	助手	教育職俸給表(→)	5等級
講師	教育職俸給表(→)	4等級	助手	教育職俸給表(→)	5等級
研究員以外の職名	研究職俸給表	各等級	研究員	研究職俸給表	5等級以下
医師以外の職名	医療職俸給表(→)	各等級	医師	医療職俸給表(→)	5等級
薬剤科長・薬局長・薬剤主任	医療職俸給表(→)	各等級	薬剤師	医療職俸給表(→)	3等級以下
看護婦以外の職名	医療職俸給表(→)	各等級	看護婦	医療職俸給表(→)	3等級以下

通達 等級別定数の運用について

通達 等級別定数の運用について

職員の任用または職務の等級の決定を予定する時期以前において、なるべくすみやかに官職の設置の根拠、職務内容、新たに任用が予定される職員の氏名、資格、現級号俸等を明らかにして、事前に当院に協議されたい。

(2) 本省庁の課長以上の官職を占める職員または地方管区機関の部長以上の官職を占める職員の異動が行われた場合には、等級別定数との関連もあるので、人事異動の発令内容に関する資料をすみやかに当院給与第二課に提出されたい。

別表第3

等級別定数管理簿

Y3058(昭32.4改正)

別表第	部局名
職名	職俸給表()

標準定数 会計名

設定または改訂 年月日	総数	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	備考

暫定定数

設定 年月日	区分	総数	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	給実乙番号 文書日付	備考
	暫定定数										給実乙第 号	
	実行定数										年 月 日	
	現在員											
	暫定定数										給実乙第 号	
	実行定数										年 月 日	
	現在員											

通達 昇給の運用について

昇給の運用について

(給表甲第一四四号、昭三二・一〇・四)

人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準(以下「規則」という。))第十六条および人事院規則九一八二(初任給、昇格、昇給等の実施細則)(以下「細則」という。))第四節の運用については、左記に定めるところにより実施してください。

記

1 普通昇給の勤務成績の判定について

給与法第八条第六項または規則第十八条第一項の規定に基づく昇給(以下「普通昇給」という。)については規則第十六条の規定を適用する場合は、勤務成績報告書または勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて、勤務成績の良好であることの証明が得られない者のほか、次の各号の一に該当する職員についても、その証明が得られないものとして最短昇給期間で昇給させないことができる。

一 現に受けている俸給月額を受けるに至つた時から最短昇給期間を経過するまでの間(規則第十五条の規定により昇給期間を短縮された職員については、採用の時または昇格、降格もしくはその他の異動直前の俸給月額を受けるに

別表第2

異なる俸給表間の流用

甲			乙		
職名	俸給表の名称	職務の等級	職名	俸給表の名称	職務の等級
各職名	行政職俸給表(→)	各等級	技能職員(甲)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下
			技能職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下
			労務職員(甲)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下
			労務職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	5等級
技術職員	行政職俸給表(→)	6等級	医師	医療職俸給表(→)	5等級
技術職員	行政職俸給表(→)	7等級	各職名	医療職俸給表(⇒)	4等級以下
技能職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	各等級	看護婦	医療職俸給表(⇒)	3等級以下
公安調査官	公安職俸給表(⇒)	各等級	一般職員	行政職俸給表(→)	7等級以下
一般職員	公安職俸給表(⇒)	6等級	一般職員	行政職俸給表(→)	7等級以下
一般職員	公安職俸給表(⇒)	7等級	一般職員	行政職俸給表(→)	8等級
教務職員	教育職俸給表(→)	6等級	技術職員	行政職俸給表(→)	7等級以下
			一般職員	行政職俸給表(→)	7等級以下
各職名	研究職俸給表	各等級	一般職員	行政職俸給表(→)	8等級
			技能職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下
医師	医療職俸給表(→)	5等級	技術職員	行政職俸給表(→)	6等級以下
各職名	医療職俸給表(⇒)	4等級	技術職員	行政職俸給表(→)	7等級
各職名	医療職俸給表(⇒)	5等級	技術職員	行政職俸給表(→)	8等級
各職名	医療職俸給表(⇒)	各等級	技能職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下
			労務職員(乙)	行政職俸給表(⇒)	4等級以下

備考 行政職(⇒)の技能職員(乙)の定数を医療職(⇒)の看護婦の定数に流用する場合は、看護助手が看護婦または准看護婦の免許を取得し、看護婦または准看護婦に任用されたものの数の範囲内とする。

通達 等級別定数の運用について

至つた時から同条の規定により次期昇給の時期となる日の前日までの間) (以下「勤務成績判定期間」という。)において、休日、年次休暇、公務に起因する病気休暇、特別休暇、規則一〇―四(職員の保健及安全保持) 第十七条第五項の規定による就業禁止ならびに規則一―四(職員の身分保障) 第三条第一項(第三号については原因が公務上のものと認められるものに限る。)および給与法第二十三条第一項の適用を受ける休職以外の事由によつて、勤務日の六分の一以上に相当する日数を勤務しなかつた職員

二 勤務成績判定期間において、停職、減給または戒告処分を受けた職員

2 細則第四節の規定に基づく特別昇給の運用について

一 細則第二十条第一号関係

「表彰」とは、各庁の長または表彰についてその委任を受けた者が、表彰の趣旨、範囲、内容、方法、時期等について部内の職員に公平に実施されるように定められている表彰規程またはこれに相当する定に基づき、職員の現に従事している職務についての勤務成績に応じて、特定の職員に対して行う表彰をいうものとし、部外からの表彰、職員の団体または集団に対して行う表彰および単に永年勤続または職務に直接関係のない善行等を理由とする表彰は含ま

ないものとする。

二 細則第二十一条第七号関係
「これに相当する俸給月額」には、細則第二十条の規定による特別昇給直後の俸給月額を受けている期間において規則第十三条第二項または規則第十四条第二項の適用を受けて決定された俸給月額および俸給を切り替えられた場合の切替直前の俸給月額に対応する切替直後の俸給月額を含む。

三 細則第二十二条関係

特別昇給定数は毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間に使用するものとし、その年度の終了時に未使用の定数がある場合においても、その未使用定数を次年度へ繰り越して使用することは認めない。

四 細則第二十三条第一号関係

本号により職員研修について事務総長の指定を受けようとする場合には、研修の実施にあたる各省庁の長は、次に掲げる事項に関する資料を事務総長に提出するものとする。

- (1) 研修の名称
- (2) 研修の目的
- (3) 研修の実施機関名
- (4) 研修の時期および時間数

(5) 研修を受ける職員の選択の範囲、選択の手続およびその人員数

(6) 教科目ならびに教科目ごとの研修実施時間および方法
(7) 研修成績の判定の要領および特別昇給を行う資格を与えようとする者の範囲またはその基準ならびに特別昇給の時期

五 細則第二十三条第一項第二号関係

本号により表彰(名称のいかんを問わずこれと同様の性質のものを含む。)について事務総長の指定を受けようとする場合には、その表彰を行う各省庁の長は、次に掲げる事項に関する資料を事務総長に提出するものとする。

(1) 表彰規程ならびに事務総長の指定を受けようとする表彰事項およびその表彰の内容(授与する金品の種類、額等を含む。)

(2) 表彰者または表彰審査機関

(3) 表彰の時期または回数および特別昇給の時期

(4) 表彰される職員の選択の範囲、選択の手続および人員数ならびに特別昇給の人員数

(5) 表彰規程によらず個別に行われる表彰の場合には、表彰の対象となつた具体的事実

六 細則第二十三条第一項第三号関係

(1) 本号による特別昇給は、規則第十一条第一項第一号に

通達 昇給の運用について

定める昇格とあわせて行つてはならない。

(2) 勤続年数の計算は、国家公務員として継続勤務した年数(月計算)によるものとする。ただし、地方公務員、公社職員その他これらに準ずる職員として勤務した期間は、その期間が国家公務員として勤務した期間と継続している場合にはその者の勤務年数に通算してさしつかえない。

七 細則第二十三条第一項第四号関係

(1) 本号による特別昇給は、規則第十一条第一項第一号に定める昇格とあわせて行つてはならない。
(2) 本号にいう退職は、いわゆる行政整理による退職をいい、普通退職は含まないものとする。

(3) 二十年以上勤続した者が、行政整理によつて退職する場合において、細則第二十三条第一項第三号による特別昇給が行われるときは、あわせて本号による特別昇給を行うことはできない。

八 細則第二十四条関係

本条に定める特別昇給の時期に昇格、降格または普通昇給が行われることとなる職員については、第六号の(1)または第七号の(1)によつて昇格と特別昇給とをあわせ行うことができない場合を除き、同時に細則第二十条または細則第二十三条の規定による特別昇給を行うことができる。この

通達 昇給の運用について

場合においては、昇格、降格または普通昇給直後の俸給月額を基礎として、細則第二十条または細則第二十三条を適用するものとする。

九 細則第二十五条関係

(1) 本条による特別昇給後の昇給の調整前において規則第十一條第一項第二号もしくは第三号または規則第十二條の規定に基づいて昇格または降格後の俸給月額が決定された場合には、「昇格直後の俸給月額」または「降格直後の俸給月額」をもつて本条の「当該昇給直後の俸給月額」として取り扱うものとする。

(2) 本条による特別昇給後の昇給の調整前において規則第十一條第一項第一号または第二項による昇格が行われた場合は、本条の規定に基づく調整を行うことはできない。

(3) 給与法第八條第六項または第八項ただし書に規定する昇給期間は、最短期間が定められているだけであるから、本条の規定による場合においても勤務成績を考慮して必ずしも最短期間に基づいて算定された調整時期に調整を行わなくてもよい。

十 細則第二十七条関係

特別昇給者名簿には、各年度ごとに次に掲げる事項を細則第二十条による特別昇給者と細則第二十三条による特別

昇給者とに分けて記載するものとする。

(1) 特別昇給定数および特別昇給定数を用いて昇給した者の数

(2) 官職名および氏名(年度ごと細則第二十条および第二十三条ごとに昇給順の一連番号を付すること。)

(3) 特別昇給直後の職務の等級および俸給月額

(4) 特別昇給の時期

(5) 特別昇給直前の俸給月額を受けていた期間

(6) 次期昇給予定時期

(7) 細則第二十条の規定による昇給の場合は、該当号、細則第二十三条の規定による昇給の場合は、該当号および具体的事由

(8) 勤務評定の評語

十一 特別昇給の実施

特別昇給は、既定人件費予算の範囲内で行うものとする。

十二 経過措置

旧細則第二十四項第一号または第二号の規定に基づき、事務総長の指定を受けた研修および表彰は、細則第二十三条第一項第一号または第二号の規定に基づき事務総長の指定を受けたものとみなす。

初任給、昇格等の運用について

(給実甲第一四五号、昭三三・一一・五)

人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「規則」という。)および人事院細則九一八一二(初任給、昇格、昇給等の実施細則)(以下「細則」という。)の運用については、昭和三十二年十月一日付給実甲第四百十三号(等級別定数の運用について)および昭和三十二年十月四日付給実甲第四百四十四号(昇給の運用について)に定めるものを除き、左記に定めるところによつて実施してください。

なお、これに伴つて昭和三十一年七月一日付給実甲第一百十六号(級別定数、初任給、昇格、昇給等の運用について)および昭和二十八年十二月七日付給実甲第八十二号(教育職員級別俸給表の制定にともなう実施について)は廃止します。

記

目次

第一 初任給関係

- 1 規則第七條の適用について
- 2 細則第十二條および第十三條の適用について
- 3 免許所有職員の取扱について
- 4 普通採用の常勤労働者の取扱について

通達 初任給、昇格等の運用について

5 試験採用職員の初任給の特例について

6 上位学歴を有する司書補の取扱について

第二 学歴免許等の資格関係

1 学歴免許等資格区分表に掲げられていない資格の取扱について

2 定時制高校または通信教育等の修学年数の取扱について

3 大学二年修了者の学歴区分の取扱について

4 旧大学院の修了者の学歴区分の取扱について

5 学校教育法による資格の特例の取扱について

6 戦時短縮または中途入学の在学期間の取扱について

7 医大卒後大学院を卒業した者の取扱について

8 細則第四条第三項の適用について

第三 経歴年数関係

1 経歴年数の計算方法について

2 定時制高校または通信教育の在学期間の取扱について

3 実地修練期間の取扱について

4 細則別表第十六の適用について

第四 昇格、降格、その他調整関係

1 在級年数の取扱について

2 規則第九條の適用について

3 規則第十一條第三項および第二十条の適用について

4 昇格の運用について

第五 雑則関係

1 細則第三十条の適用について

第一 初任給関係

1 規則第七条の適用について

職員に適用される初任給基準表の試験又は職種欄にその者に適用すべき区分の定めない場合またはその者の学歴が同表の学歴免許欄の最も低い学歴に達しないものである場合においては、規則第七条に規定するその者についての初任給の額がその者の属する職務の等級における最低の号俸に達しないものとして取り扱うものとする。

2 細則第十二条および第十三条の適用について

一 職員に細則第十二条の規定を適用した場合において、同条の調整の対象とならなかつた端数の加える年数は、細則第十三条第一項の経験年数に含まれるものとする。

二 細則第十三条第一項各号の括弧書における学歴には、細則別表第十七修学年数調整表の備考第四項に掲げる資格を含むものとする。

三 細則第十二条の括弧書中の「俸給表に掲げられている昇給期間」とは、職員に適用される俸給表において当該職員の職務の等級以下の等級に掲げられている各俸給月額に対応する昇給期間のうち最短の期間をいうものとする。

る。

3 免許所有職員の取扱について

一 免許を必要とする業務に従事する職員で、細則別表の備考において経験年数がその免許取得後のものと定められている者(以下「免許所有職員」という。)については、当該免許取得にあつて施行された資格試験の合格時後免許状交付までに手続を要した等のやむを得ない事由によつて、正式の免許取得の時期が遅れた場合は、その合格時をもつて、当該免許の取得時とみなしてさしつかえない。

二 免許所有職員で次に掲げる者について、免許取得前にその免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経験を有し、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる場合は、次に定めるところにより、その経験にかかる年数を免許取得後の経験年数とすることができ。なお、免許取得後、当該免許を必要とする業務以外の業務に従事した期間がある場合も、前記に準じて取り扱うことができる。

(1) 細則別表第二の備考第一項第一号の(5)または(6)に掲げる者(以下「技能免許所有職員」という。)について、自動車の助手、軍用自動車の運転または自動車に類する機器の運転、操作、整備等当該免許を必要とする業務に準ずる業務に従事した経験を有する場合は、高校

卒後(高校卒より修学年数の短い学校を卒業した者については、当該学歴所有後高校卒と当該学歴との修学年数の差の期間を経過した日以後)のその経験にかかるとする年数の十割以下の年数を経験年数とすることができる。

(2) 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師、または柔道整復師について、それぞれ次に掲げる経験を有する場合は、その経験にかかるとする年数の八割以下の年数を経験年数とすることができる。

(ア) 歯科衛生士については、口くろく衛生業務の補助に従事した経験

(イ) 歯科技工士については、歯科技工に関する業務に従事した経験

(ウ) あん摩師、はり師、きゆう師または柔道整復師については、あん摩、はり、きゆうまたは柔道整復に直接関係ある業務

三 新たに俸給表の適用を受けることとなつた免許所有職員の学歴の修学年数が、初任給基準表または等級別資格基準表の学歴免許欄に掲げる基準学歴の修学年数をこえる場合は、細則第十二条の規定を適用し、また基準学歴の修学年数に達しない場合は、技能免許所有職員を除き、細則第六条の規定に準じて、その者の経験年数を調

通達 初任給、昇格等の運用について

5 試験採用職員の初任給の特例について

4 普通採用の常勤労働者の取扱について
二箇月以内の任期を限られた常勤職員の占める官職は、その官職が試験対象官職である場合においても選考により任用することができるので、その選考によつて任用された者に等級別資格基準表および初任給基準表を適用する場合は正規の試験によらないで任用されたその他の常勤職員と同様に取り扱うものとする。

5 試験採用職員の初任給の特例について

職員の細則第十三条第一項第一号の規定によつて求められる初任給の額が、その者に適用される初任給基準表の試験又は職種欄の当該正規の試験の区分よりも下位の区分を適用し同号の規定によつて求められる初任給の額に達しない場合で、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ事務総長の承認を得て、その者の初任給を、その下位の区分に基いて求められる額まで上位に決定することができる。

6 上位学歴を有する司書補の取扱について
高校より上級の学校を卒業した司書補に細則別表第十八行政職俸給表(一)初任給基準表を適用する場合は、同表の試験又は職種欄の「司書」の区分ではなく、「司書補」の区分を適用し、細則第十二条の規定を適用して同表に掲げる初任給の額を調整するものとする。

第二 学歴免許等の資格関係

1 学歴免許等資格区分表に掲げられていない資格の取扱について
細則別表第十五学歴免許等資格区分表に掲げられていない学歴免許等の資格を有する者については、原則として当該資格取得前の学歴免許等の資格によるものとする。ただし、他の学歴免許等の資格を有する者との均衡を著しく失すると認めるときは、あらかじめ事務総長の承認を得て同表の

取り扱うことができる。

- 5 学校教育法による資格の特例の取扱について
学校教育法第四十七条、第五十六条または第五十七条第二項の規定により、中学校、高等学校または大学を卒業しまたは修了した者と同等の資格を有するものと認められた者については、細則別表第一五の当該学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
- 6 戦時短縮または中途入学の在学期間の取扱について
戦時短縮により卒業した者については、その短縮された期間にかかわらず、当該学校の正規の在学期間を経過して卒業したものとして取り扱い、また、下級の学校において正規の在学期間を経過せずに上級の学校に入学した者については、その下級の学校の正規の在学期間を経過し卒業したのものとして取り扱うことができる。
- 7 医大卒業後大学院を卒業した者の取扱について
医大卒業後大学院を修了した者については、細則別表第一七修学年数調整表に掲げる当該大学院の修学年数および調整年数にそれぞれ二年(旧医大卒業にあつては、一年)を加えて取り扱つてさしつかえない。
- 8 細則第四条第三項の適用について
職員の有する上位の学歴によつて、細則第四条第二項本文の規定を適用するよりも、職員その学歴より下位の学

その他の学歴区分に該当させることができる。

2 定時制高校または通信教育等の修学年数の取扱について
高等学校に置かれる定時制の課程もしくは大学に置かれる夜間の学部で修学した者または各種の通信教育を受講した者に細則別表第一五を適用する場合は、それらについて定められる実際の修学年数にかかわらず、それらと同一種類の学校の通常の課程における同じ修学年数が経過した後卒業し、または所定の課程が修了したものとして取り扱うものとする。したがつて、たとえば定時制高校卒(修業年限四年)は新制高校三年制卒として、また大学通信教育の課程修了は、新制大学四年制卒として取り扱うものとする。

3 大学二年修了者の学歴区分の取扱について
学校教育法による大学(以下「大学」という。)における二年制課程を修了した者または、大学に二年以上在学して六二単位以上修得した者については、細則別表第十五の2、二の区分に該当する者に準じて取り扱うことができる。

4 旧大学院の修了者の学歴区分の取扱について
旧大学令による旧大学院または旧研究科に二年以上在学し、その研究業績が大学院修士課程修了と同等以上であると当該大学の学長が認める証明書を有する者については、細則別表第一五の1、四の区分に該当する者に準じて

歴をもつて、下位の学歴のみを有するものとして細則第四条第三項の規定を適用することが、その者に有利となるときは、同項を適用してさしつかえない。

第三 経歴年数関係

1 経歴年数の計算方法について
細則第二条第一号にいう経歴年数の計算は、月計算により行ふものとし、同一月において期間が重複して計算される場合は、一月として計算するものとする。また、その重複する期間が在職期間とその他の期間であるときまたは換算率の異なる二以上の期間であるときは、職員に最も有利となる期間により計算し、換算の結果端数が生ずる場合は、総計した後後切上げ計算により処理するものとする。

2 定時制高校または通信教育の在学期間の取扱について
本通達第二学歴免許等の資格関係第二項に該当する者に細則別表第一六経歴年数換算表を適用する場合において、定時制高校または大学の夜間の学部の卒業者に同表の「学校または学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分を適用するときは、その経歴年数の換算率を、修学の実態に応じて、一〇割以下とし、また、通信教育生については、その者の経歴の実態に応じて、同表の「学校または学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分以外の区分

を適用するものとする。

3 実地修練期間の取扱について

細則別表第一七の備考第四項の適用を受ける職員で医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける者の経験年数を、同項に基づき細則第六条の規定を適用して調整したときは、その調整後の経験年数から実地修練期間の一年を減ずるものとする。

4 細則別表第一六の適用について

大学の一の学部の課程を修了し、さらに他の学部の課程を修了した場合のように学校において同等の課程を重複して修得した場合は、その重複した課程における在学期間を、細則別表第一六に掲げる「学校または学校に準ずる教育機関における在学期間」とみなしてさしつかえない。その在学期間については、細則第六条または第一二条の規定を適用することはできない。

第四 昇格、降格、その他調整関係

1 在級年数の取扱について

一 細則第七条の規定は、規則第八条第二項の規定によつて、在級年数を計算する場合には適用しない。
二 在級年数が降格または退職後即日採用もしくは翌日採用(やむを得ない事由によつて短期間採用が遅れた場合を含む。)によつて中断した職員については、その降格前

または、退職前の当該職務の等級以上の等級において在職した期間(細則第七条の規定に該当する者については、同条の規定による期間)は、当該職務の等級に引き続いて在職したものとみなし、その者の在級年数に通算することができる。

三 在級年数の計算方法は、次に定めるところによる。

(1) 規則第八条第二項ただし書に掲げる在級年数は、民法第一編(明治二十九年法律第八十九号)第五章の例により計算するものとする。

(2) 細則第二条第三号にいう在級年数は、月計算により計算するものとし、通算する場合は、重複して期間を計算することはできない。

2 規則第九条の適用について

規則第九条にいう「その他上位の職務の等級に必要な資格を取得した場合」とは、職員の経験年数または在級年数が、等級別資格基準表に掲げる必要経験年数または必要在級年数に達するに至り、昇格の資格を取得した場合をいうのではなく、学歴免許等の資格その他職務の遂行に必要な免許その他の資格を取得した結果、その新しい資格に基いて等級別資格基準表により昇格の資格を取得した場合をいふ。

3 規則第一条第三項および第二十条の適用について

規則第一条第三項および規則第二十条にいう「初任給として受けるべき額」とは、職員が、その際に新たに採用されたものと仮定した場合に、その者が受けるものと推定される初任給基準表に掲げる額(細則第十二条の規定による額を含む。)または細則第十三条の規定に基いて算定される額をいうものとし、規則第二十条にいう「上位の号俸を初任給として受けるべき資格」とは、規則第九条に掲げる場合に該当するために、その前提として取得することを必要とする資格をいうものとする。

給実甲第一二八号(俸給の切替等について)の一部改正について

(給実甲第一四六号、昭三二・一一・五)
(注 第一集参照)

昭和三十三年六月二十日付給実甲第一二八号(俸給の切替等について)の一部を左記のとおり改正、します。

記

別表第三の行政職俸給表(一)の欄中

「二等級一四一、一〇〇」を
二等級 四九、一〇〇 に

「六等級一九、一〇〇」を
七等級 一九、一〇〇 に

行政職俸給表(二)の欄中

「四等級 九、三〇〇」を
五等級 九、三〇〇 に

税務職俸給表の欄中

「一等級 四九、一〇〇」を
一等級 四二、七〇〇 に

公安職俸給表(一)の欄中

「二等級 四二、七〇〇」を
一等級 四九、一〇〇 に

第五 雑則関係

1 細則第三十条の適用について

細則第三十条の「正規の試験の対象官職の属する職務の等級以外の等級に属する官職を新たに占めることとなつた者」とは、採用その他の方法によつて新たに俸給表の適用を受けることとなつた者に限るものとし、昇任その他の異動によつて官職を占めることとなつた者は含まない。

通達 切替に関する承認について

一二四

公安職俸給表(三)の欄中

「一等級一四二、七〇〇」を
一等給 四九、一〇〇
に

海事職俸給表(三)の欄中

「三等級一九、八〇〇」を
三等給 一九、八〇〇
に

教育職俸給表(一)の欄中

「四等級一六、三〇〇」を
四等級 一六、三〇〇
に

「五等級一九、六〇〇」を

「五等級 九、六〇〇」
六等級 二五、三〇〇
に

教育職俸給表(三)の欄中

「二等級一九、一〇〇」を
二等給 一九、一〇〇
に

研究職俸給表の欄中

「二等級四一、一〇〇」を
二等給 四一、一〇〇
に

医療職俸給表(三)の欄中

「一等級一四二、七〇〇」を
一等給 一四二、七〇〇
に

「四等級一九、一〇〇」を

「四等級 一九、一〇〇」
五等級 一九、一〇〇
に

改める。

切替に関する承認について

(給二一九六、昭三二・八・八、人事院事務総長)

標記について、別紙甲のように申請がありこれに対して、別紙乙のように回答したので貴省庁においてもこれに準じて取扱ってください。

別紙甲 会人第八〇号

昭和三十二年七月三十日

人事院事務総長殿

会計検査院事務総長

切替に関する承認について

昭和三十二年六月二十日付給実甲第一二八号(俸給の切替等について)(以下「通達」という。)第1項第一号の(1)または(2)により職員の職務の等級を決定しようとする場合において、通達第九項第四号によるときは人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)第八条第二項本文に定める二年の在級年数に達しない者については、昭和三十二年三月三十一日にその者の受ける級号俸が、通達別表第六に掲げる級号俸より改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九五号)第八条第四項の規定による最短の昇給期間により昇給して二年後に受けるべき級号俸(二年後の時期に昇給しない場合は、その

直後に昇給した場合に受けるべき号俸)以上の級号俸であるときは、人事院規則九一八第八条第二項ただし書の規定による人事院の承認があつたものとして取り扱つてさしつかえないかお伺いします。

別紙乙 給実乙第五三七号

昭和三十二年七月三十一日

会計検査院事務総長殿

人事院事務総長

切替に関する承認について(回答)

(対昭和三十二年七月三十日付会人第八〇号)

標記については、貴案のとおり実施してさしつかえありません。

新規採用者の取扱について

(給二二四二、昭三二・九・九、人事院事務総局
給与局給与第二課長)

昭和三十二年四月一日以降新たに俸給表の適用をうけることになつた職員の初任給については、左記によつて取り扱つて差しつかえありませんから念のため通知します。

記

昭和三十二年四月一日以降新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員の細則九一八一二(初任給、昇給等の実施細則)

通達 新規採用者の取扱について 速記業務担当職員の初任給について

一二五

速記業務担当職員の初任給について

(給二二八四、昭三二・一〇・一、人事院事務総長)

標記について、別紙甲のように申請がありこれに対して、別紙乙のように回答したので貴省庁においてもこれに準じて取扱ってください。

別紙甲 管人一九八五

昭和三十二年九月十六日

人事院事務総長殿

人事院事務総長

通達 速記業務担当職員の初任給について

速記業務担当職員の初任給について

速記者を採用する場合、その初任給の決定について、人事院細則九一八一二(以下「細則」という。)の第十二条および第十三条による場合は、その採用が著しく困難となるので、初任給の決定にあたり、新高卒を入学資格とする修業年限一年以上の速記者養成機関を卒業し公認速記者の資格を有する者については、細則別表第一行政職俸給表(一)等級別資格基準表および細則別表第十八行政職俸給表(一)初任給基準表の中級以上の区分を適用するので、細則第二十八条に基づいて協議いたします。

なお、本院における速記者は、公平審理の速記に従事するものであります。

別紙乙 給実乙第六五二号

昭和三十三年十月一日

人事院事務総長殿

人事院事務総長

速記業務担当職員の初任給等について(回答)

標記の貴案による取扱については、人事院細則九一八一二(初任給、昇格、昇給等の実施細則)(以下「細則」という。)第二十八条の規定により、左記によつて実施してさしつかえありません。

記

1 新高卒後修業年数一年以上の速記者養成所の課程を修了し、

一一六

B級の公認速記者の資格を有する者については、細則別表第一および別表第一八の中級の区分を適用することができる。

2 新高卒後修業年数二年以上の速記者養成所の課程を修了し、A級の公認速記者の資格を有する者については、あらかじめ事務総長の承認を得て、その初任給を八、六〇〇円(速記者の経験年数がある場合は、細則第十三条を適用して求められる額)とし、別表第一の中級の区分を適用することができる。

を除く。

二 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者
三 国家公務員法第七十九条に規定する休職処分若しくは同法第八十二条に規定する停職処分又はこれらに準ずる処分を受けている者

但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職されている者及び大学以外の学校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。

四 人事院規則一五―三(職員団体の業務にもつぱら従事するための職員の休暇)に規定する休暇又はこれに準ずる休暇を与えられている者

五 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十二條に規定する者又はこれに準ずる者

六 俸給(これに相当する給与を含む。)の支給を受けない者

(寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給範囲)

第二条 寒冷地手当は、職員であつて、その支給日において、別表に掲げる支給地域に現に在勤する者に対して支給する。

2 石炭手当は、職員であつて、その支給日において、北海道に現に在勤する者に対して支給する。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程

改正一昭二五年総理府令第三九号、昭二五年総理府令第四九号、昭二六年総理府令第三六号、昭二六年総理府令第四四号、昭二七年総理府令第五七号、昭二七年総理府令第八七号、昭二八年総理府令第一〇号、昭二八年総理府令第五一号、昭三一年総理府令第八〇号、昭三二年総理府令第五六号(注・側線をもつて示す)

総理府令第三十一号

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第三条の規定に基づき、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程を次のように定める。

昭和二十五年八月二十八日 内閣総理大臣 吉田 茂

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程

(職員の定義)

第一条 この規程において、職員とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する一般職に属する国家公務員のうち、寒冷地手当、石炭手当又は薪炭手当の支給日において左の各号の一に該当しない者をいう。

一 本邦外にある者(但し、公務のため一時本邦外にある者

総理府令 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程

一一七

3 薪炭手当は、職員であつて、その支給日において、別表に掲げる寒冷地手当の支給地域の区分の五級地（北海道を除く。）及び四級地に現に在勤する者に対して支給する。

（寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給額）

第三条 寒冷地手当の支給額は、その支給日の属する月において、職員が現に受くべき俸給（これに相当する給与を含む。）の月額と扶養手当の月額との合計額に、その者が在勤する支給地域に応ずる別表下欄に定める区分に従い、左に掲げる支給割合を乗じた額とする。

一級地 百分の十五

二級地 百分の三十

三級地 百分の四十五

四級地 百分の六十

五級地 百分の八十

2 石炭手当の支給額は、世帯主である者に対しては二万四千五百円、その他の者に対しては七千五百円とする。

3 薪炭手当の支給額は、別表に掲げる寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、左に掲げる額とする。

五級地（北海道を除く。）

世帯主である者 五千円

その他の者 千七百円

四級地

世帯主である者 二千五百円

その他の者 八百五十円

4 前二項に規定する「世帯主」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。

（寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給日）

第四条 寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給日は、八月末日（その日が日曜日に当たるときは、その前日）とする。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和二十四年度における国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給規程（昭和二十四年総理府令第二十八号）は、廃止する。

附 則（昭和三十一年総理府令第八十号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十一年度に限り、薪炭手当の支給日に関しては、第四条中「八月末日」とあるのは、「十一月十日」と読み替へるものとする。

附 則（昭和三十一年総理府令第五十六号）

この府令は、公布の日から施行する。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程の運用について

（昭三二・一〇・二七、総公第一〇四号）
改正一昭三二・八・二四、総公第一〇四号（注・側線をもつて示す。）

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給規程（昭和二十五年総理府令第三十一号）の一部改正に伴い、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程（以下「規程」という。）の運用については、新たに左記のとおり取り扱うことになつたから、今後はこれによつて取り扱われたい。

なお、これに伴い、昭和二十五年九月二十七日総審第一一九号（国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給規程の運用について）は廃止する。

記

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）附則第七条の規定に基き、従前の例により俸給の三分の一を支給されている休職者は、規程第一条第三号に該当するものとする。

二 支給日当日付をもつて左の各号に該当する場合における規程第二条の「現に在勤する者」の認定の基準については、(1)

および(2)に掲げる者はこれに該当するものとし、(3)および(4)に掲げる者はこれに該当しないものとする。

(1) 支給地域に所在する官署に新たに採用された場合

(2) 非支給地域に所在する官署から支給地域に所在する官署に転勤を命ぜられた場合

(3) 支給地域に所在する官署から非支給地域に所在する官署に転勤を命ぜられた場合

(4) 退職した場合

(注) 支給日当日付をもつて、寒冷地手当の支給率の異なる支給地域相互間において転勤を命ぜられた場合の支給率は、当然新任地の支給率による。

三 左の各号に掲げる場合には、規程第三条に規定する寒冷地手当の支給額の計算の基礎となる俸給および扶養手当の月額は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 支給日の属する月に採用された場合には、俸給の月額

(2) 支給日当日に昇格、降任、昇給、減給等の発令のあつた場合には、新俸給の月額

(3) 昭和三十一年五月三十一日以前に行われた懲戒処分により減額されている場合又は病気休暇により俸給の額を半減されている場合には、その減給に係る俸給の月額

(4) 支給日の属する月に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定に基き、

(5) 支給日の属する月に、扶養親族認定申請書を受理した場合には、翌月から支給又は改訂されるべき扶養手当の月額

四 規程第三条第四項の「世帯主」の認定基準は次の通りとする。

- (1) 民法上その職員の扶養を受ける権利を有し、かつ、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者（以下単に「扶養親族」という。）を有する者
- (2) 扶養親族を有しないが、独立家屋を構えている者又は集団住宅に居住する者のうち一戸若しくは一部屋を専用して

昭和 32 年 12 月 1 日 発行

定価 90 円

改正給与法関係法令集(第2集)

編者 人事院事務総局
印刷発行 大蔵省印刷局

販売所 政府刊行物サービス・センター
全国各地の官報販売所

Faint, illegible text at the top of the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

中華民國二十九年五月五日
（此項）梁合志補國志中編五卷
梁合志補國志中編五卷
梁合志補國志中編五卷
梁合志補國志中編五卷

